

安曇野市給・配水管工事施工基準

(令和7年度版)

給水管工事施工基準	1~2
配水管工事施工基準	3~4
申請時等の注意事項	5
給水管取り出し標準図(図1~9)	6~15
市道掘削復旧標準図、本復旧に関する影響幅について(図10~13)	16~19
国・県道掘削復旧標準図(図14~16)(国道19号を除く)	20~22
民地内掘削復旧標準図(図17~19)	23~25
市道舗装本復旧標準図	26~27
管径均等表	28
市と所有者との管理区分	29~35

安曇野市 上下水道部 上水道課

給水管工事施工基準(2)

工 種	構 造 及 び 施 工 方 法	備考 関係条例
給水工事、負担金工事及び開発行為等分譲地の給水・配水管工事取扱について（参照）		
高層住宅への給水 貯水槽の設置事項	<ul style="list-style-type: none"> ・ 2階まで直接給水可能。3階以上の直接給水は不可。受水槽を設置し加圧ポンプによる給水とする。 ・ 3階建以上の給水方法→貯水槽（受水槽）を設置する。（戸別に受水槽を設置することも可） ・ 著しく多量の水を一時的に使用する箇所、高層建築物、工場、事務所・飲食店等及び緊急断水時等に水の使用を必要とする使用者 <p>※貯水槽の吐水口の逆止弁から給水用具までの管理（水質の保全も含む）は当該貯水槽の設置者が管理する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 施行規程第8条 第4項 ・ 市共同住宅等への給水取扱要綱 図.7-1、7-2、8、9
集中検針に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> ① 3階建以上の共同住宅等で、受水槽設置による給水。 ② 複数の独立した入居室を有するものであること。 ③ 店舗、事務所等の家事用以外の用途を併設していないこと。 ④ 入居している世帯ごとに量水器の点検を行う必要がある。 ⑤ 市長と入居者が、共同住宅等の給水装置の適用に関する契約を締結し、集中検針盤を設置する。 <p>※ 詳細については上下水道部経営管理課と協議を行うこと。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 施行規程第17条 図7-1. 7-2 ・ 市共同住宅等への給水取扱要綱 ・ 分担金等の徴収に関する条例
開発行為に伴う給・配水管工事	<ul style="list-style-type: none"> ・ 開発行為の当該箇所に配水管が無く、給水を受けたい場合には開発行為給水・配水管工事申請を行い有資格業者が施工すること。なお、しゅん工後に市に寄付採納となる。（上水道課協議） ※有資格業者：安曇野市指定工事店 ・ 開発行為給水・配水管工事申請書 ※添付書類 位置図・平面図・設計書・配管図・使用材料承認図・開発行為の写） 担当者氏名、連絡先を明記の上、作業員（主任技術者）の資格者証（土木施工管理技士、管工事施工管理技士、給水装置工事主任技術者等）の写し、その他上水道課が必要とする資格等 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 開発行為給水、配水管工事に関する規程 様式第1・2号 様式第3・4号 様式第5・6号 ・ 竣工時に公園提出
負担金工事 （公道内に限る）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 給水申込箇所の前面道路内に配水管が布設されていない場合、当該箇所に配水管を布設するため、上水道工事費の一部に充てるため、申込者から工事負担金を徴収する。 ※工事負担金納入後市の発注において増径して工事を行う。 ※配水（給水）管布設までの手順 ①上水道配水（給水）管布設工事申込書（申請者→市） ②上水道配水（給水）布設工事負担金額通知書（市→申請者） ③上水道配水（給水）布設工事負担金額承諾書（申請者→市） ④工事予納金納付書の発行（概算負担金額の80%が予納金）（市→申請者） ⑤工事予納金の納入（申請者→市又は金融機関） ※金融機関へ納付の場合、市に領収報告が届くまで期間を要します。急ぎの場合は領収書のコピーを提出してください。） ⑥工事予納金の入金確認後、工事発注及び施工（市）→工事しゅん工（しゅん工検査）→ ⑦上水道（配水）給水管布設工事負担金精算通知書及び申込人精算負担金額納付書の発行（市→申請者） ⑧精算負担金の納入（申請者→市又は金融機関） ※工事負担金の算出基準 ・ 国、地方公共団体等地方税法第72条に規定されている者及び宅地建物取引業者が施工する2戸以上の建物に布設する場合、量水器の口径が25mm以上の場合、別荘、別に市長が必要と認めた場合の費用は全額申請者の負担とする。 ・ 新築1戸の場合 布設延長が20m以下は工事費の3割を申込者より徴収する。 布設延長が20mを超える場合は20mの3割の工事費と残りの距離の工事費の合計を徴収する。 ★舗装道路の場合は舗装本復旧費は負担金を含む。 	<ul style="list-style-type: none"> 施行規程第8条 ・ 分担金等の徴収に関する条例
官民の管理区分	<ul style="list-style-type: none"> ・ 寄附採納願により市に移管した（給水条例施工規程第5条）給水装置であって、民地内の第一止水栓までは市が管理する。ただし、市営の共同住宅においては第二止水までとする。 	<ul style="list-style-type: none"> 施工基準ページ28～ページ34まで参照

配水管工事施工基準(1)

※DIP・・・ダクタイル鋳鉄管
 ※SUS・・・ステンレス管
 ※HPPE・・・配水用ポリエチレン管
 ※WE・・・高密度ポリエチレン管
 ※HIVP・・・耐衝撃硬質塩化ビニール管
 ※PEP・・・ポリエチレン管(1種二層管) ※PE100・・・水道給水用高密度ポリ管

工種	構造及び施工方法	備考 関係条例
配水管の種類	<ul style="list-style-type: none"> 口径φ40mm以下は、PEP(二層管)及びSUS。 口径φ50mmは、HPPE、SUS。 口径φ75mm以上は、DIP(GX、NS等の耐震形)及びHPPE(WE等含む)。 口径φ200mm以上は、DIP(GX、NS等の耐震形)。 	安曇野市施工基準 特記仕様書
配水管の分岐	<ul style="list-style-type: none"> 不断水分岐を採用。既設管がDIP又はHPPEの場合、分岐部はK形受口とし耐震型(3Dkn)の特殊押輪を使用する。 分岐後HPPEを布設する場合は、不断水分岐後に異種管接手を使用する。 VP(HIVP含む)からの分岐の場合、分岐部はフランジ接合でも可とするが、耐震タイプのフランジ接合材を使用し、あわせてフランジ補強金具等を使用すること。 鋳鉄管から分岐する際は、割T字管の穿孔部にステンレスコアを挿入する。 しゅん工書類提出の際に、不断水工事施工時の切片の写真を添付する(切片へ日時の記入を行うこと。) 不断水分岐部には「リズリブ」を巻くこと。 	安曇野市施工基準 図4~6
鋳鉄管 接合方法	<ul style="list-style-type: none"> φ75mm以上の布設について使用し、GX、NS等の耐震性のある管を基本とする。 接続は日本ダクタイル鉄管協会接合要領による。 布設管にポリスリーブを巻くこと。 切管部分には錆止剤を塗布すること。 滑材はDIP用を使用すること。 	安曇野市施工基準 " "
HPPE・WE等 接合方法	<ul style="list-style-type: none"> φ50mm~200mmの布設について使用する。 接続は配水用ポリエチレンパイプシステム協会接合要領による。 1次側の接続は融着を基本とする。(既設管との接合で融着ができない場合は市と協議) 	" "
仕切弁	<ul style="list-style-type: none"> ソフトシール仕切弁(右開(時計回り)・左開(反時計回り)は一体型(片受、両受、両挿し等)とし、フランジ継手は使用しない。 	"
仕切弁筐 (BOX)	<ul style="list-style-type: none"> 鋳鉄製、ねじ式上下動可 蓋・上部枠・下部枠構造 口径表示プレートが取付可 	" "
地上式消火栓	<ul style="list-style-type: none"> 内面粉体塗装・単口・排水・回転打倒式(副弁設置) 空気弁付・協議 	" "
地下式消火栓	<ul style="list-style-type: none"> 内面粉体塗装・単口・空気弁付(補修弁設置) 	"
空気弁	<ul style="list-style-type: none"> 急速型空気弁(複合機能付) 	"
地下式消火栓 及び空気弁BOX	<ul style="list-style-type: none"> 角型レジンコンクリート製ボックス 消火栓鉄蓋・レジンコンクリート3段積み重ね式 H=250×3段+鉄蓋 空気弁鉄蓋・レジンコンクリート2段積み重ね式 H=250×2段+鉄蓋 ※新設設置の場合は当初から調整枠(3cm)を組入て設置する。・・・後々高さ調整ができる 	"
減圧弁	<ul style="list-style-type: none"> 日水協規格適合品 	"
埋設シート	<ul style="list-style-type: none"> セフティ・サブライン(ダブル) 【配水管】青地白字・・・国道・県道 W=400mm 市道W=150mm 【給水管】青地白字・・・市道W=75mm 【導・送水管】白地黒字・・・国道・県道 W=400mm 市道W=150mm 	"
管明示テープ	<ul style="list-style-type: none"> DIP W=50mm HPPE等 W=30mm ※管長4m以下 3箇所/本 5m~6m以下4箇所/本 ※胴巻きテープは1回半巻きを標準とする。 ※PEP管への明示テープの貼付は不要。 	" "
マーカージン	<ul style="list-style-type: none"> T字管・曲管・サドル部分等に埋設する。なお、直管が長い箇所は20m毎に埋設する。 分岐部にマーカージンを設置する。(別紙マーカージン設置例参照) 	" "
水圧試験	<ul style="list-style-type: none"> 1.0MPa(10分間静止し水圧が落下しない。) 	
その他	<ul style="list-style-type: none"> 開発行為に伴う給・配水工事の添付書類(作業員の資格証)について 配水本管から不断水分岐する場合・・・不断水工事施工受講証 配水管工事を施工する場合・・・ポリテック受講証(HPPE) 耐震接手受講証(DIP) 埋設地が私有地(位置指定道路含む)の場合は、寄附により市水道事業が維持管理することになる本管について地役権設定契約締結後に地役権を設定する。 なお、登記に係る経費は、開発者が負担すること。 	

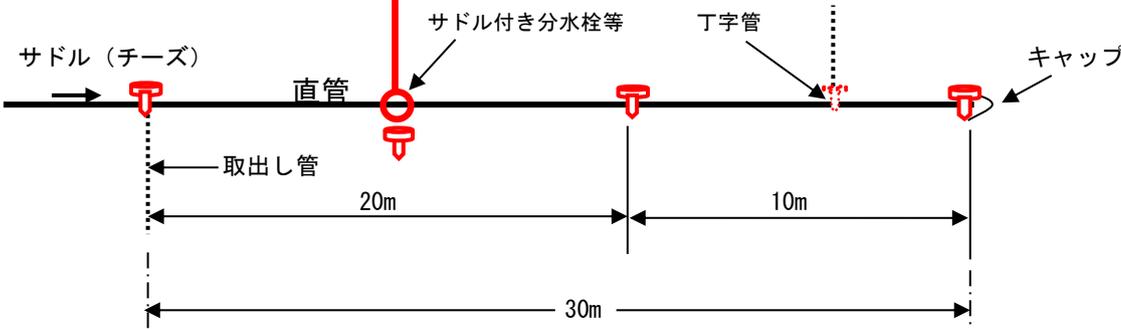
配水管工事施工基準 (2)

(マーカースピン)

GLより60cm (埋設シート・セフティラインに挿す) 図1~図14参照
 施工管理の徹底をお願いしたい。(特に下水道関連工事)

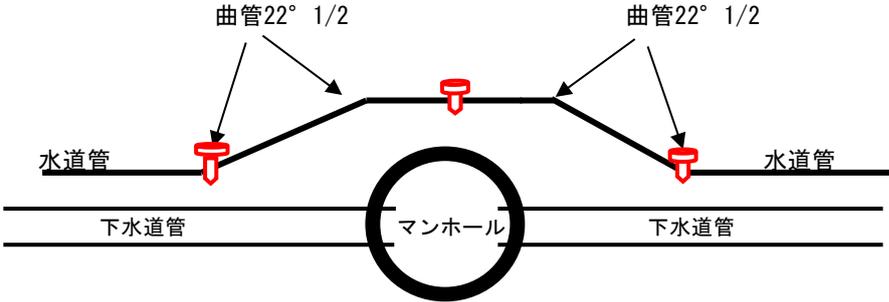
 : マーカースピン

①マーカースピン設置例



②マンホール等構造物きり廻し 3箇所設置。

※曲管は基本的に 22° 1/2を使用



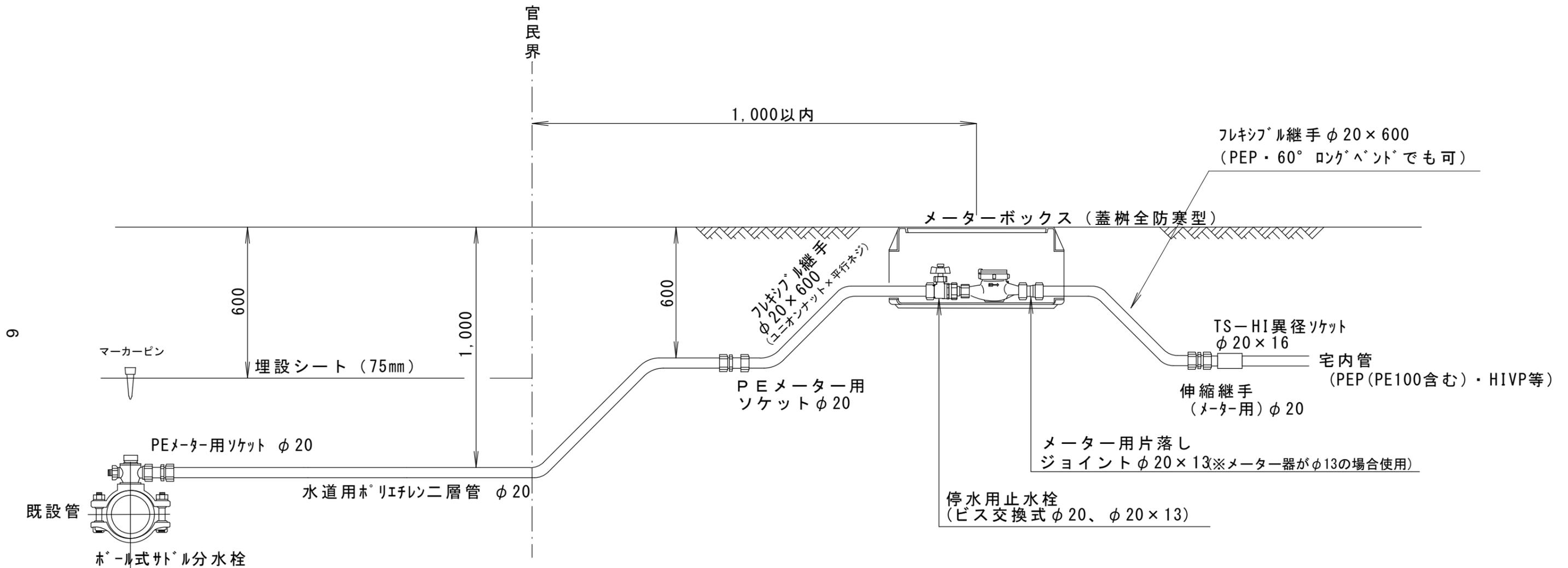
申請時等の注意事項

令和4年に開催した説明会以降にお願いしていること等についてまとめてあります。

内	容
給水装置工事	<ul style="list-style-type: none"> ・土地の売買等により量水器の所有者が変更となる場合で、土地売買契約書等に「量水器の権利を含む」等の記載がないときについては、「給水装置権利譲渡同意書」を添付すること。 ・量水器2次側の配管を撤去する場合も給水装置工事申請書を提出すること。（ただし、建替え等で撤去後に引き続き配管工事を行う場合については撤去の工事申請は不要。） ・既設のメーターボックスを撤去（サドル閉栓を含む）する場合は給水装置工事申請書の提出にあわせて、「水道使用（中止・廃止）異動届」を提出すること。 ・登記簿上の土地所有者が同一人物で、2筆にまたがる量水器2次側の配管については、将来的に第3者に売買される可能性があるため原則的には認めないものとする。しかし所有者が変わり、撤去の要請があった場合には申請者の責任において対応する旨を記載した確約書を提出することで特例として認めるものとする。（ただし、宅延の場合は除く。） ・土地の売買等で土地所有者が変更している場合は、全部事項証明書と公図（写しで可）を添付すること。 ・給水工事の申請の時点で分筆後の登記がされていない（登記の最中）等の理由で旧地番で設置場所を申請した場合は、登記完了後、早急に公図と全部事項証明書を提出するようになっていますが、あわせて料金センターに提出する異動届についても申請者（工事指定店）が手続きを行うこと。 ・量水器が設置されている土地で登記簿の所有者が2人以上の場合は、工事申請者を除く全員の土地使用同意書が必要。 ・量水器を新規出庫する場合、これまで量水器と開栓ピンを渡していたが、閉栓ピンの返却がされないため、今後閉栓ピンと交換で開栓ピンを渡す方法に変更する。（メーターは従来どおりの方法で渡します。） ・開発行為に伴う分譲地内の宅内工事の申請については、最低でも開発行為給水・配水しゅん工検査が終了した後に提出すること。（しゅん工検査が終了しているか否かについては、事前に市に確認すること。）
しゅん工検査	<ul style="list-style-type: none"> ・しゅん工検査申請書を提出する際には、受付番号の欄に給水工事申請時の受付番号を記載してください。 ・しゅん工検査申請書の提出時に位置図を添付すること。（なお、開栓、閉栓、使用者変更等の各種届出にも位置図を添付する。）
開発行為に伴う申請 (負担金工事を含む)	<ul style="list-style-type: none"> ・指定給水装置工事業業者証を忘れずに添付すること。 ・不断水分岐を自社で行う場合は、不断水穿孔工事講習修了証の写しを添付すること。（メーカーに作業を依頼する場合は不要。） ・1級若しくは2級の土木施工管理技士検定合格証明書（第2次検定）の写し ・1級若しくは2級の管工事施工管理技士検定合格証明書（第2次検定）の写し ・布設管がHPPEの場合は、配水管ポリエチレンパイプ協会が行う「水道配水管ポリエチレン管・継手施工技術講習」等の受講証の写しを添付すること。 ・布設管がDIPの場合は、日本水道協会の行う「配水管工技能講習会」を受講した配水管技能者登録証の写し、若しくは日本ダクタイル鉄管協会が行う「継手接合研修」を受講したJDPA継手接合研修会受講証の写し。 ・給水工事を伴う場合は、給水装置工事主任技術者証の写し（免状・技術者証の写しどちらでも可）なお、給水装置工事主任技術者を対象とした研修を受講している場合は、修了証書若しくは修了が記載されている技術者証の写しを添付すること。 ・寄附採納願いについては、検査依頼書と同時に提出せず、当該場所の分筆・登記が終了し、採納願いに公図の写しと全部事項証明書を添付して提出すること。
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・個人情報の保護に関する法律、安曇野市個人情報保護法施行条例に基づき、水道使用者、所有者等の情報については電話による問い合わせには対応出来ません。 ・土地利用や水道権利異動等の各種同意書については、任意様式となります。ホームページに掲載していますので、参考にしてください。

給水管取り出し標準断面図

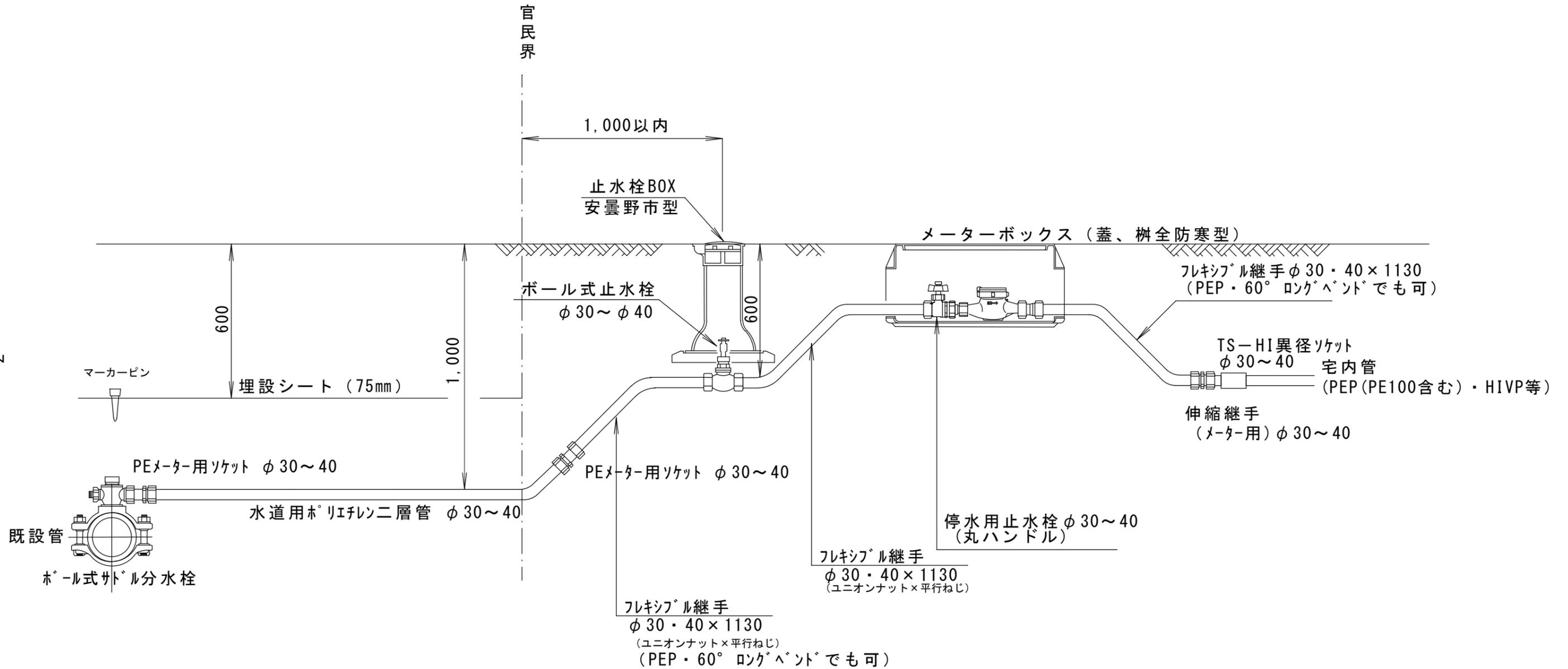
(量水器φ13~25の場合)



- ※ 取水口における位置は、他の給水装置の取水口から30cm以上離隔をとる。
- ※ 取り出し管がダクタイル鋳鉄管の場合は、密着銅コアを取り付ける。
- ※ サドル分水栓はポリスリーブ巻きを行う。
- ※ メーターボックス内止水栓の1次側はフレキシブル継手を使用すること。

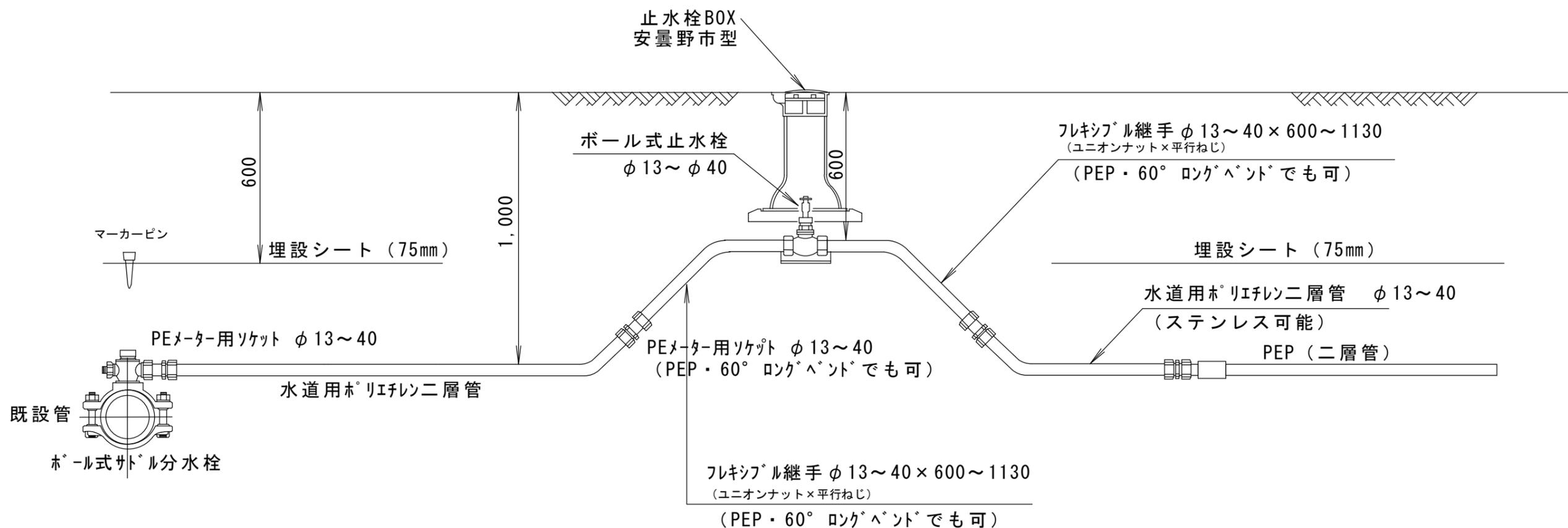
給水管取り出し標準断面図

(量水器φ30~40の場合)



- ※ 取水口における位置は、他の給水装置の取水口から30cm以上離隔をとる。
- ※ 取り出し管がダクタイル鋳鉄管の場合は、密着銅コアを取り付ける。
- ※ サドル分水栓はポリスリーブ巻きを行う。
- ※ メーターボックス内止水栓の1次側はフレキシブル継手を使用すること。
- ※ 1次止水栓の1・2次側はフレキシブル継手の他、60° ロングベンド、PEPでも可とする。

給水管取り出し標準断面図 (公道上に1次止水栓設置の場合)

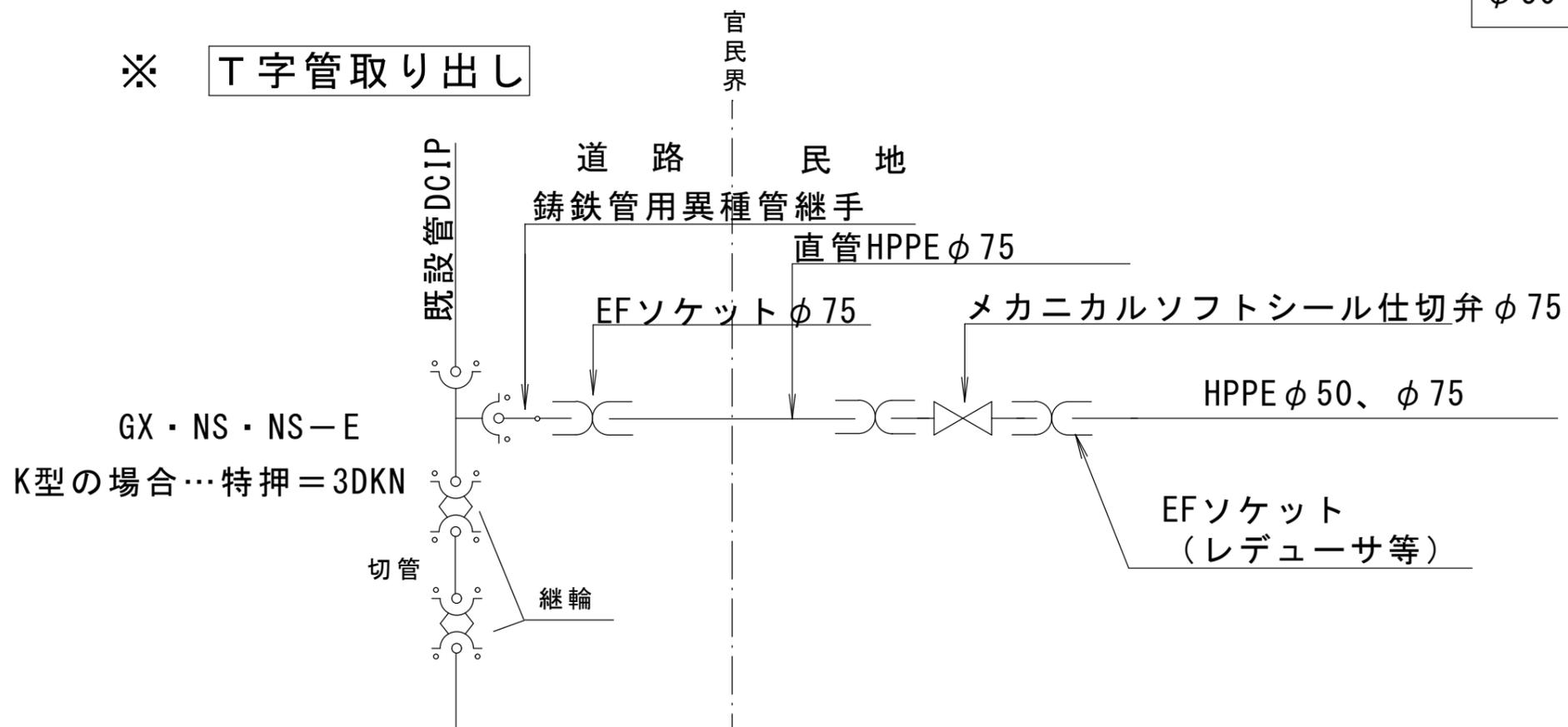


- ※ 取水口における位置は、他の給水装置の取水口から30cm以上離隔をとる。
- ※ 取り出し管がダクタイル鋳鉄管の場合は、密着銅コアを取り付ける。
- ※ サドル分水栓はポリスリーブ巻きを行う。
- ※ 1次止水栓の1・2次側はフレキシブル継手の他、60° ロングベンド、PEPでも可とする。

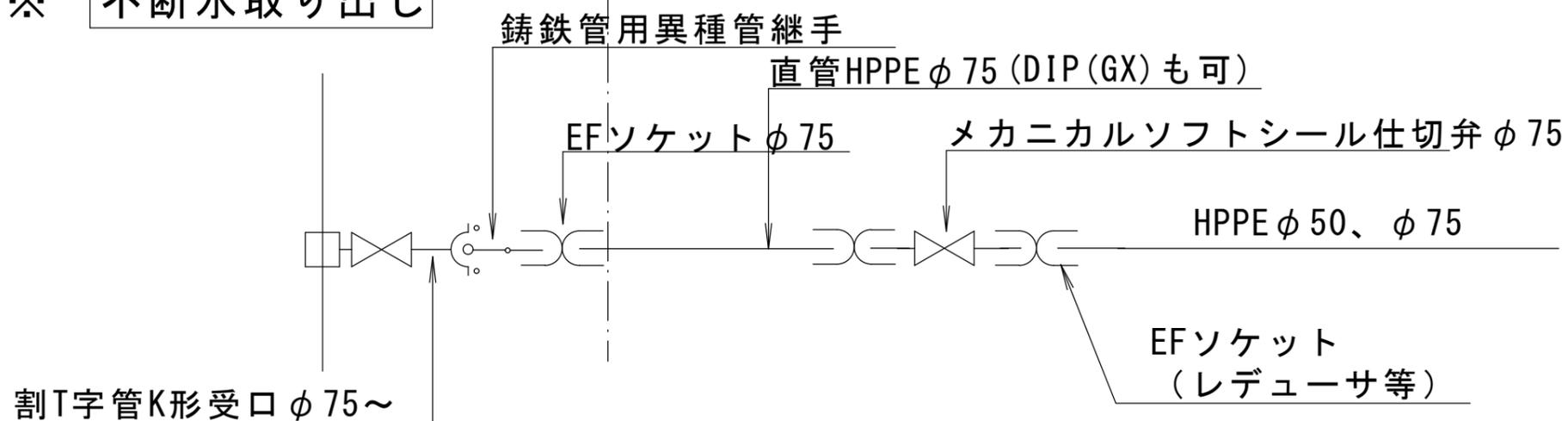
給水管取り出し標準断面図

φ 50 ・ φ 75以上

※ T字管取り出し



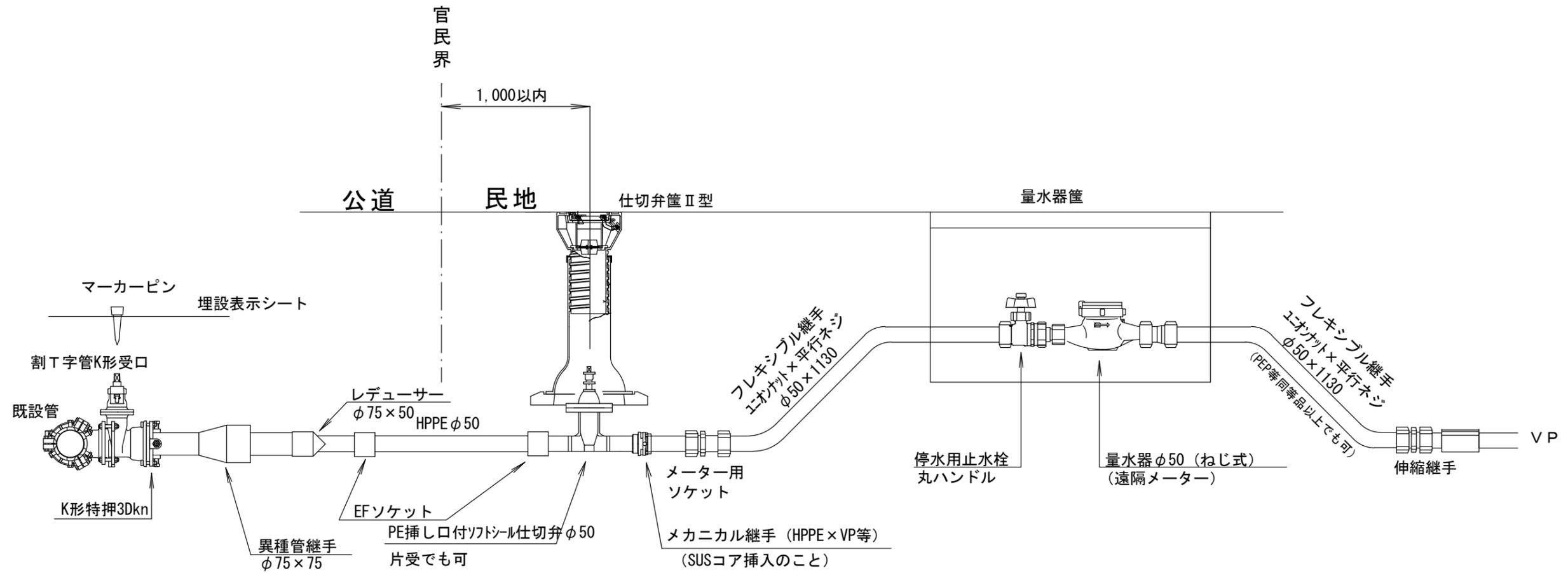
※ 不断水取り出し



※既設管がDIP若しくはHPPE管の場合はK型等の受口であること。また、特押は3DKNの耐震型を使用のこと。
 ※既設管がVPの場合はフランジタイプでも可とするが、フランジ接合材は耐震型とし、補強金具等を使用すること。
 ※取出し管をHPPE φ 50で布設する場合は、異種管接手にレデューサーを接続しても良いものとする。

給水管取出し標準断面図 $\phi 50\text{mm}$

図 5

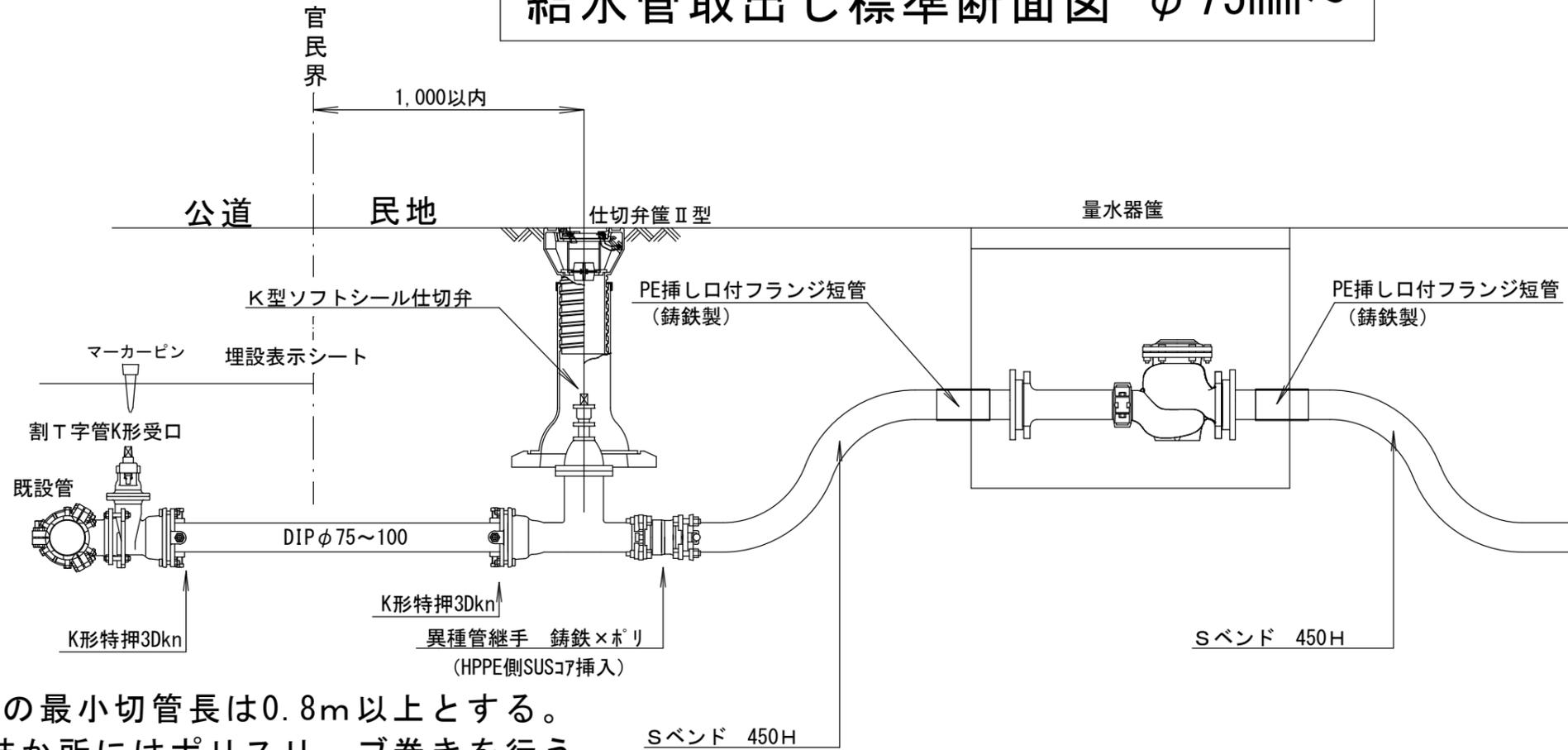


※DIP・HPPEの最小切管長は0.8m以上とする。

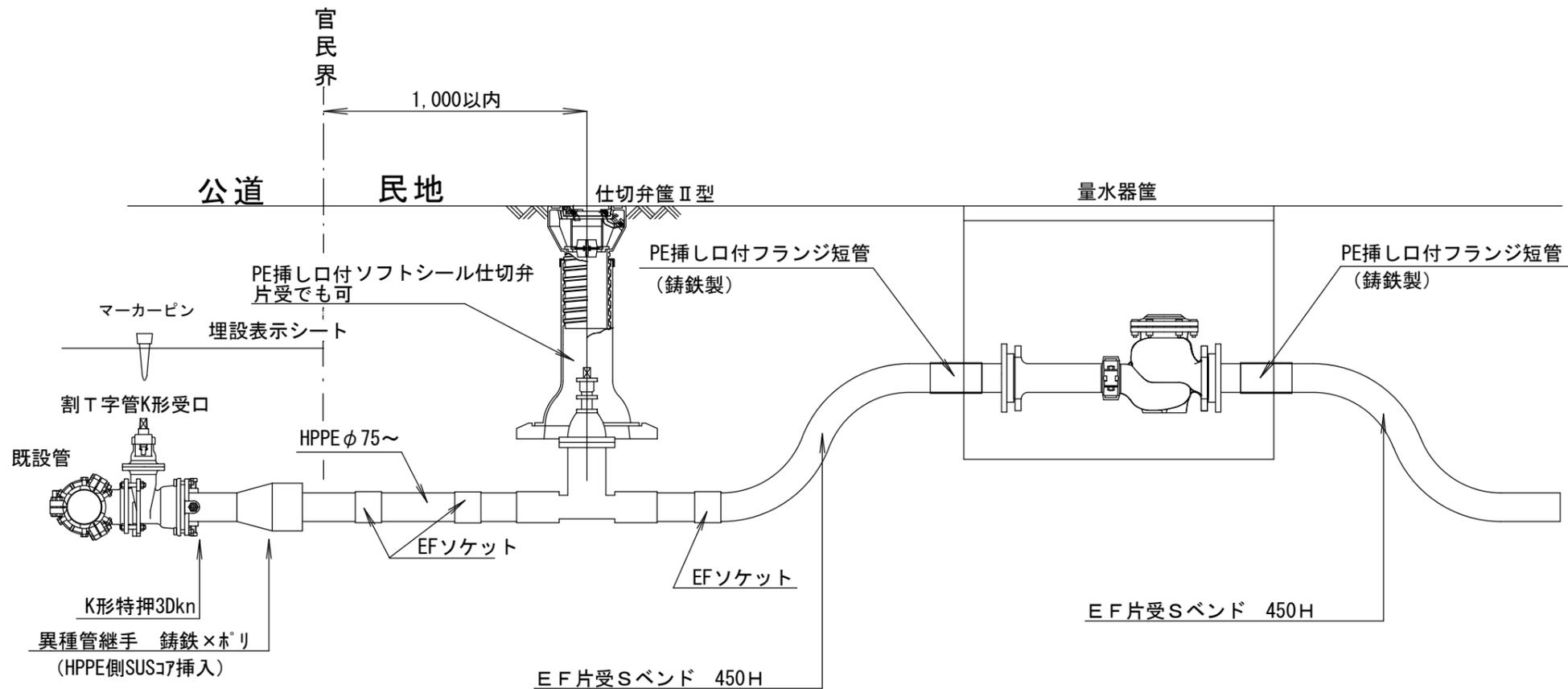
※不断水分岐はポリスリーブ巻きを行う。

給水管取出し標準断面図 $\phi 75\text{mm}\sim$

図 6



※DIP・HPPEの最小切管長は0.8m以上とする。
 ※不断水分岐か所にはポリスリーブ巻きを行う。



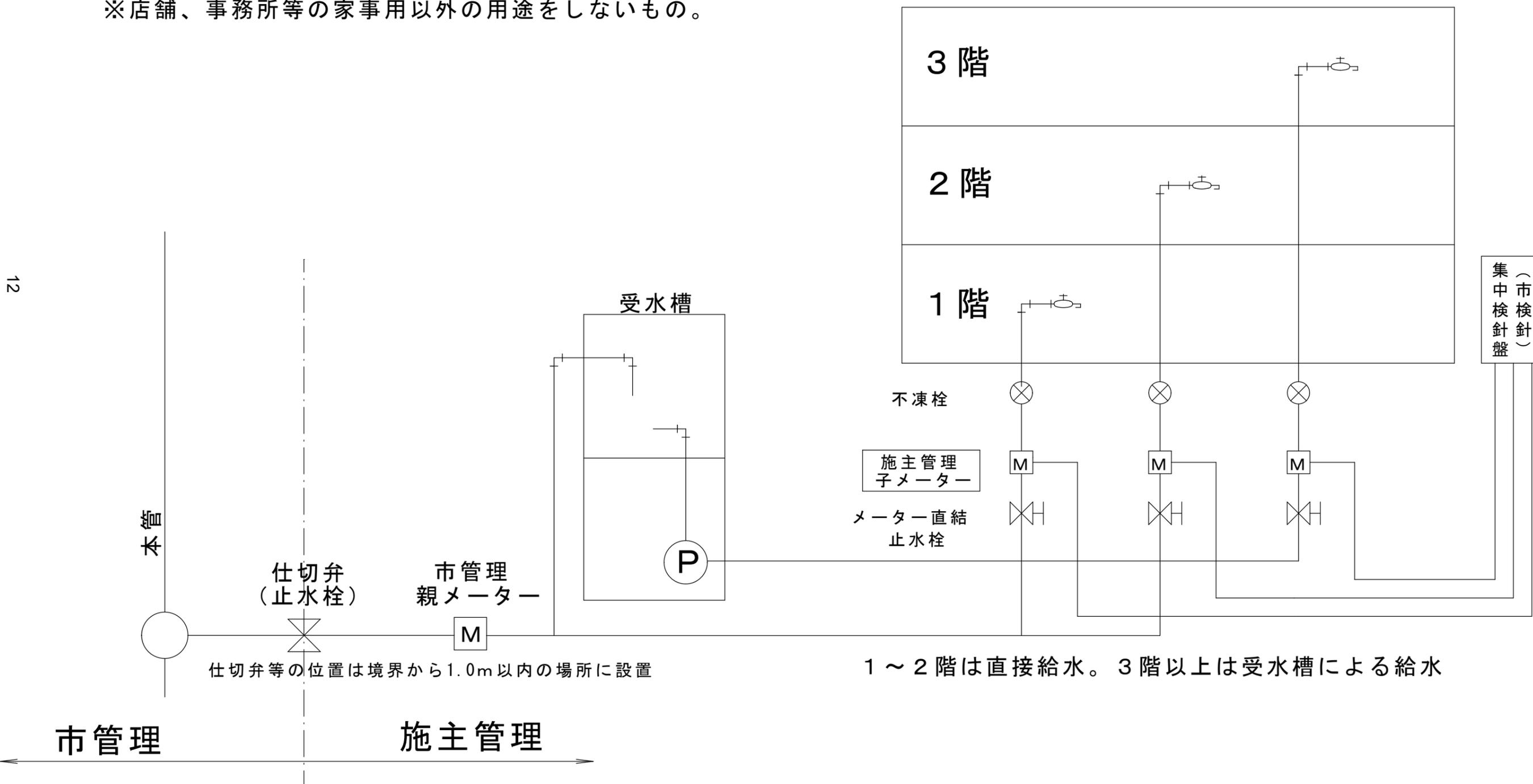
共同住宅給水装置施工例－ 1

図 7 - 1

(子メーター検針(集中検針))

- ※ 3階以上の共同住宅で3階以上の階は受水槽設置による給水。
- ※ 複数独立した入居者を有する。
- ※ 店舗、事務所等の家事用以外の用途をしないもの。

注：親メーターの分担金は徴収しない。
 子メーターの分担金を徴収する。
 検満メーターの交換は親メーターは市で交換。
 子メーターは施主が交換。



共同住宅給水装置施工例－ 2

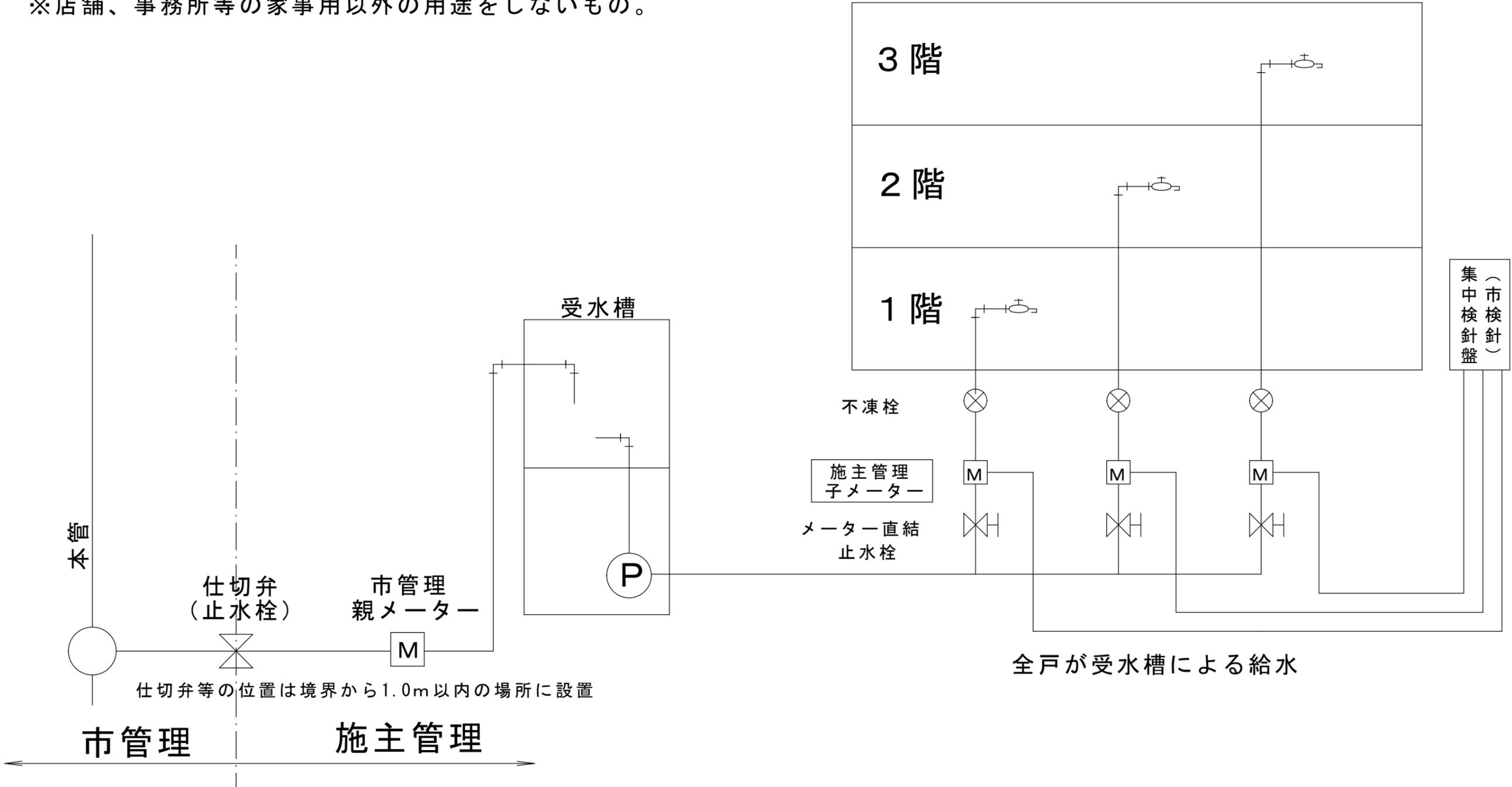
図 7 - 2

(子メーター一検針(集中検針))

- ※ 3階以上の共同住宅で全戸が受水槽設置による給水。
- ※ 複数独立した入居者を有する。
- ※ 店舗、事務所等の家事用以外の用途をしないもの。

注：親メーターの分担金は徴収しない。
 子メーターの分担金を徴収する。
 検満メーターの交換は親メーターは市で交換。
 子メーターは施主が交換。

13



仕切弁等の位置は境界から1.0m以内の場所に設置

全戸が受水槽による給水

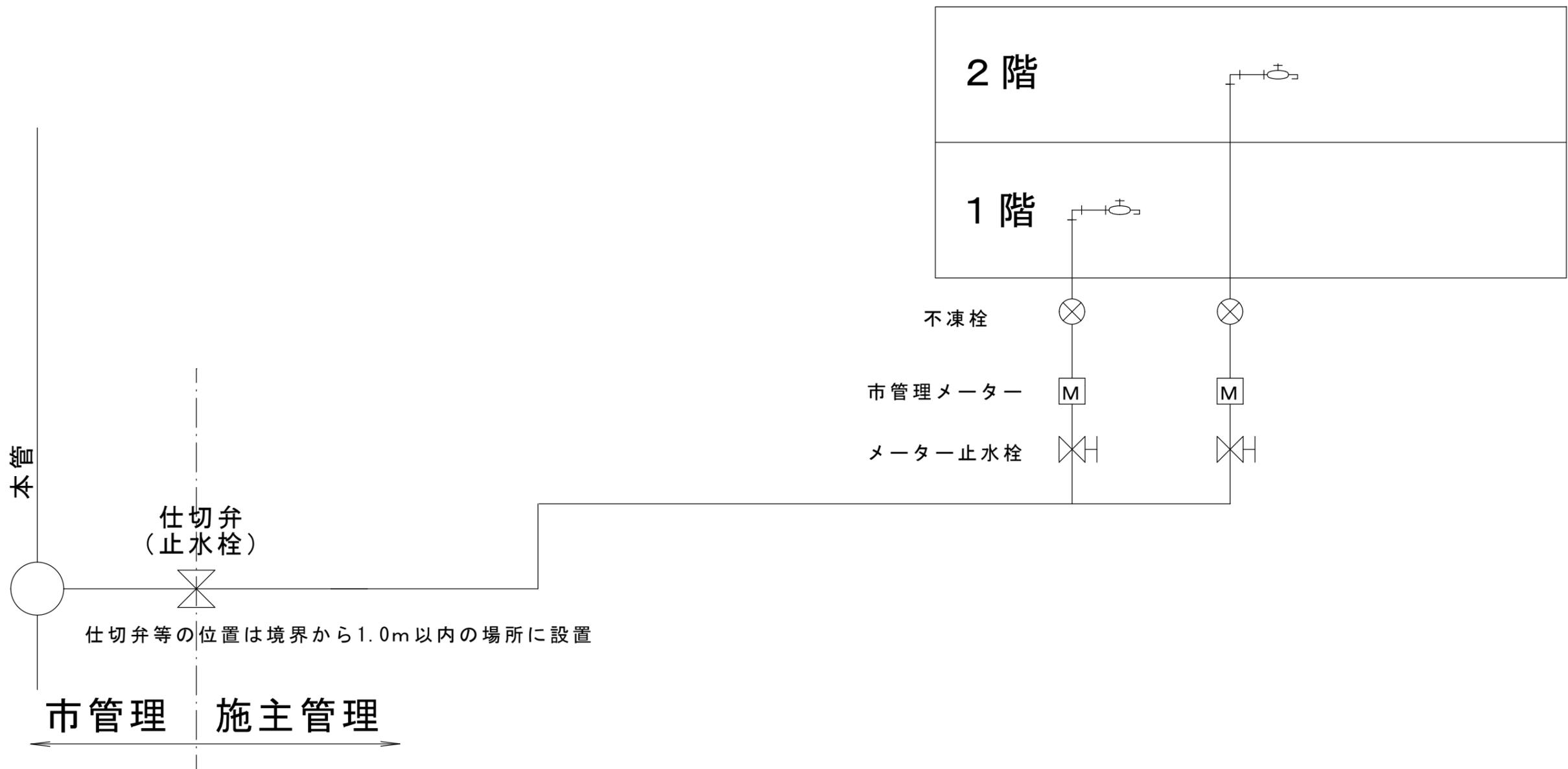
市管理

施主管理

共同住宅給水装置施工例－3

図 8

(市メーター戸別検針)
※ 2階建の共同住宅で直接給水。



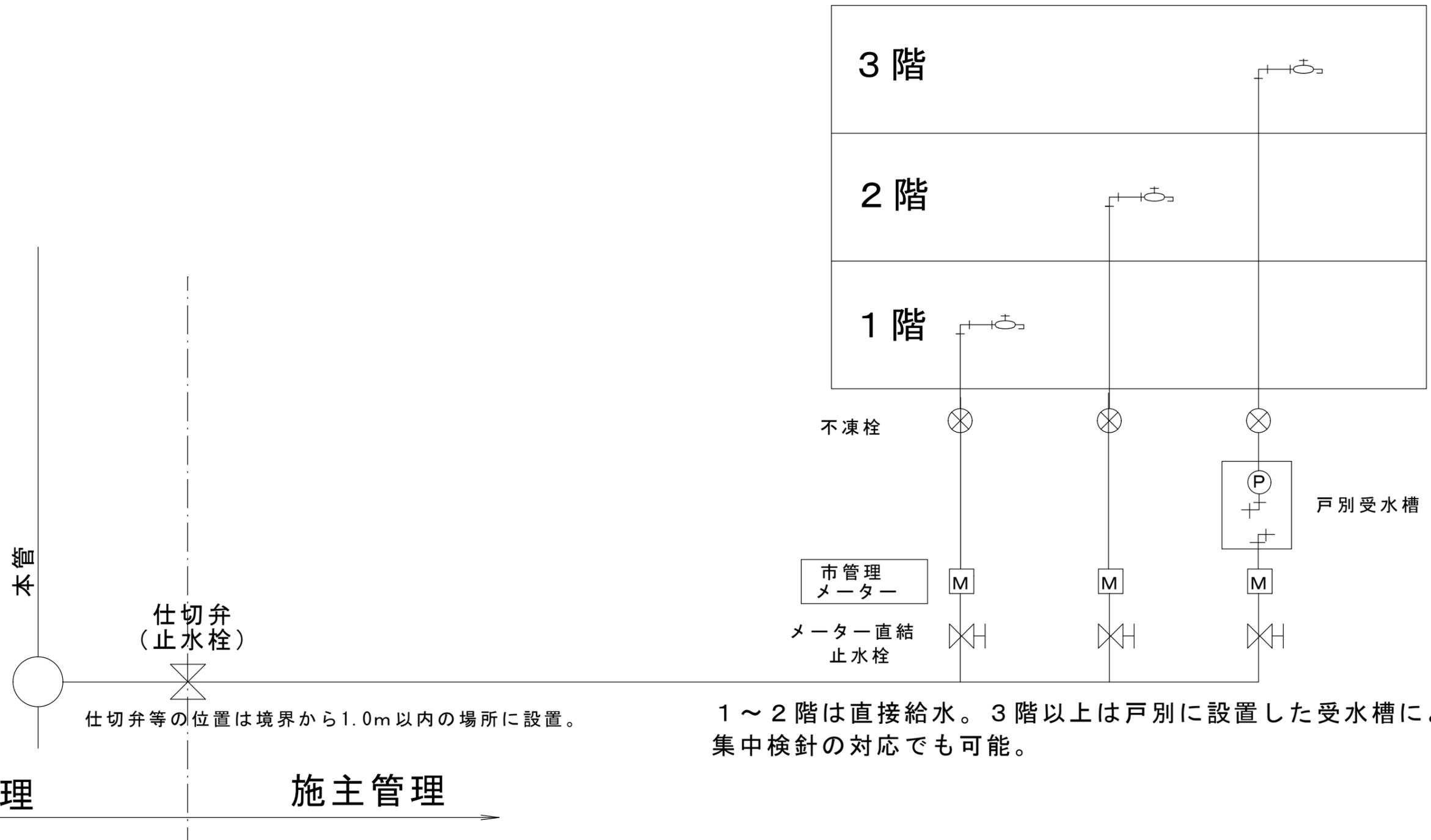
共同住宅給水装置施工例－4

図9

(市メーター戸別検針)

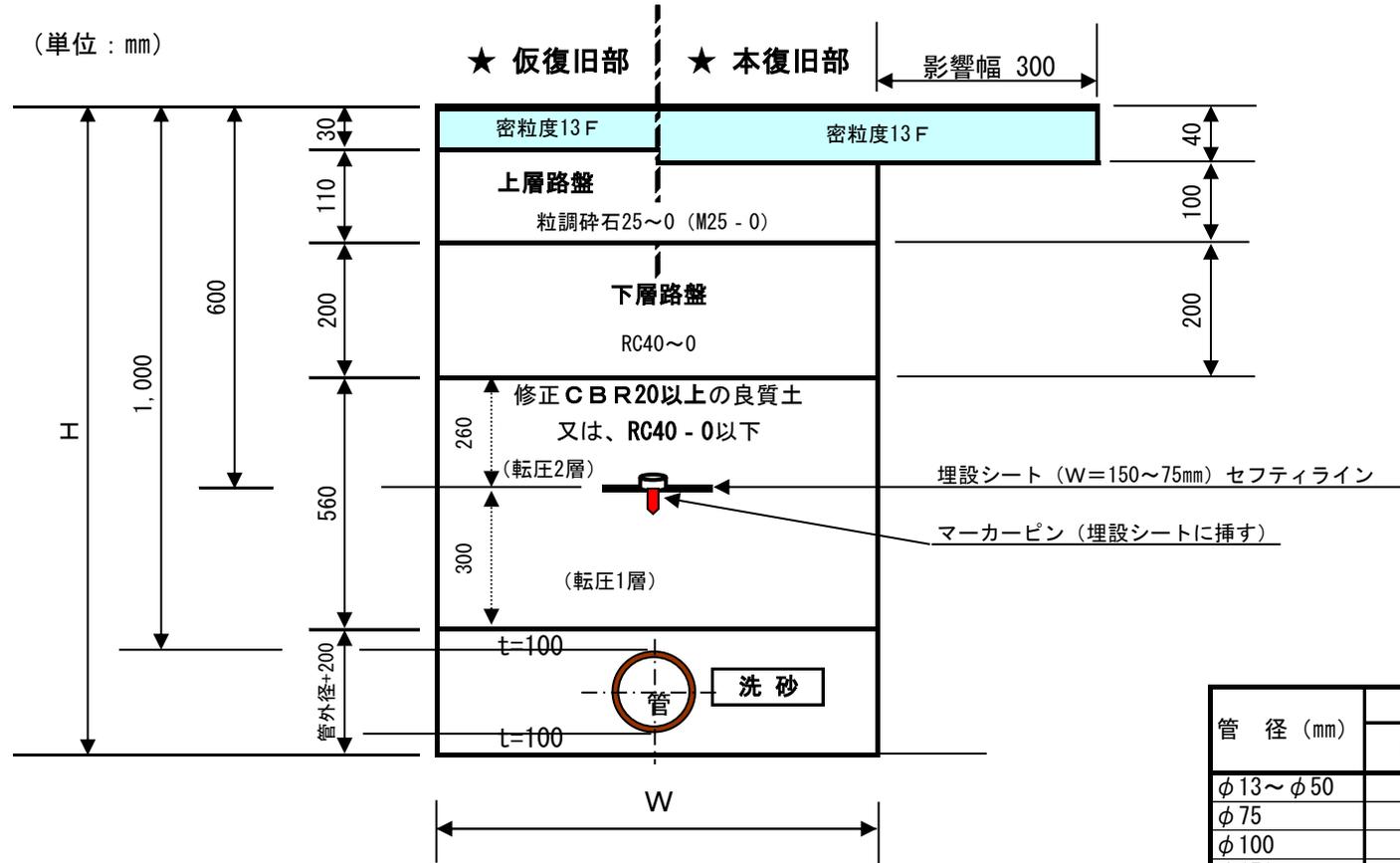
※ 3階以上の階は戸別に受水槽を設置する給水。

15



市道掘削復旧標準図 1 (掘削する道路の舗装幅員 4 m以下)

※安曇野市 都市建設部 「市道掘削の復旧に関する内規」 参照



要約

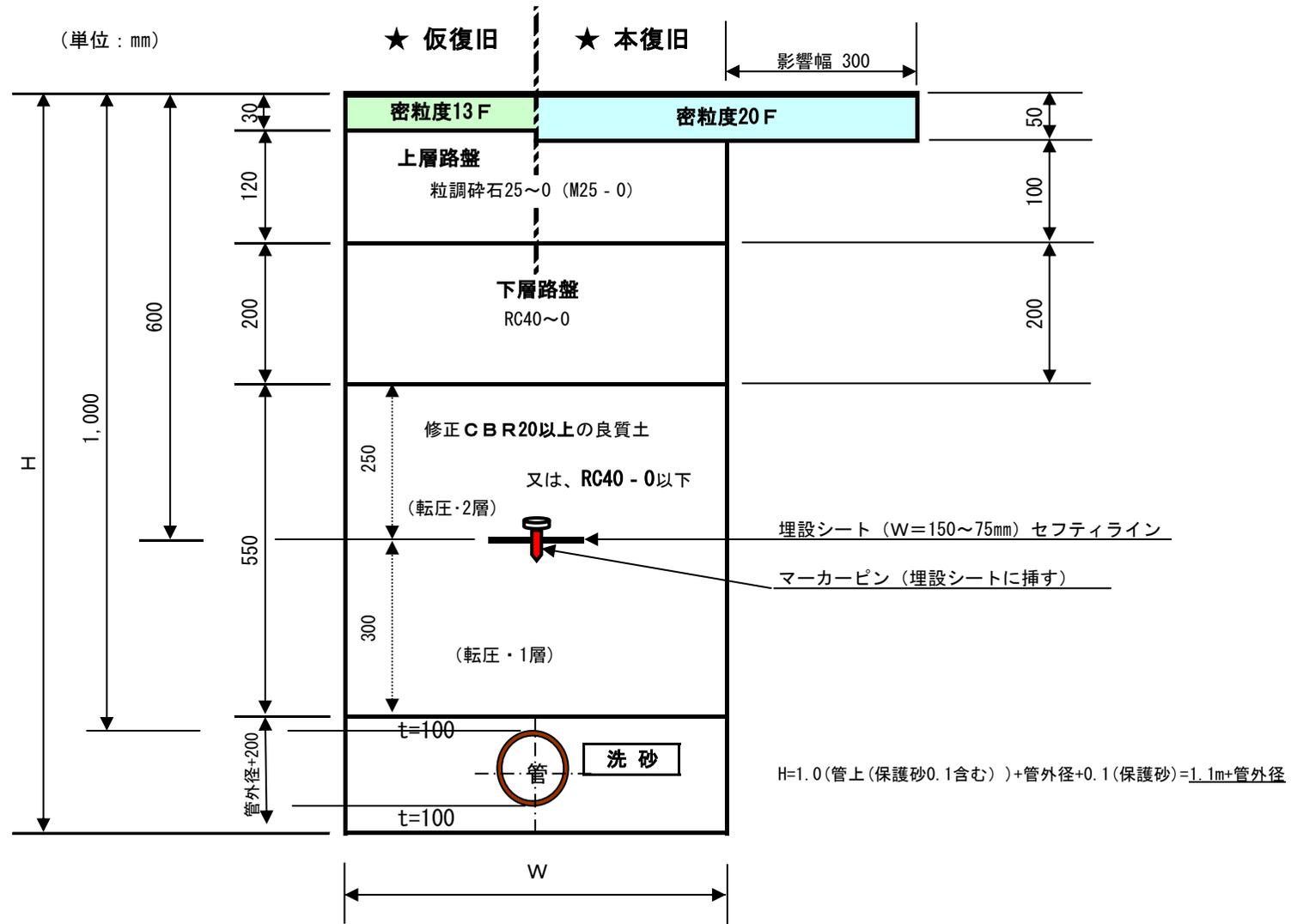
1. 市道を掘削する場合は事前に**道路管理者の許可（占用の届出を含む）**を受け、工事完了後は管理者の指示通り原形に復旧する。
2. 舗装新設、舗装打ち変え後**5年間**は掘削を原則として許可しない。コンクリート舗装は7年とする。
3. 要約2に該当する道路を掘削する場合は、道路管理者と協議する。**5年未満のアスファルト舗装道路**を掘削した場合、掘削幅より前後3mずつ延長を影響幅とし全面復旧を行う。
4. 工事における舗装仮復旧工事後、**3か月から6か月**以内に速やかに本復旧を行う。
(仮復旧幅+前後30cm、平坦性±5mm. 以内)
5. 歩道の本復旧については、全幅とする。
6. 路線により路盤構成が異なる場合は管理者の指示に従う。
7. 現状にある区画線が掘削によって消えた場合は、仮復旧においても原形復旧を行う。

管 径 (mm)	掘 削 幅 W (mm)				
	K 形	G X 形	N S 形	V P	P E
φ13~φ50				600	600
φ75	600	600	600	600	600
φ100	650	600	650	600	600
φ150	700	600	700	600	600
φ200	750	600	750	600	600
φ250	800	650	800		
φ300	850	700	850		
φ350	900		900		
φ400	950		950		

※ 掘削深については、管種・管径で数値が変更する。
 $H=1.0(\text{管上(保護砂}0.1\text{含む)})+\text{管外径}+0.1(\text{保護砂})=1.1\text{m}+\text{管外径}$

市道掘削復旧標準図 2 (掘削する道路の舗装幅員 4 m を超える)

図11



市道掘削復旧標準図 3 (砂利道)

図12

(単位：mm)



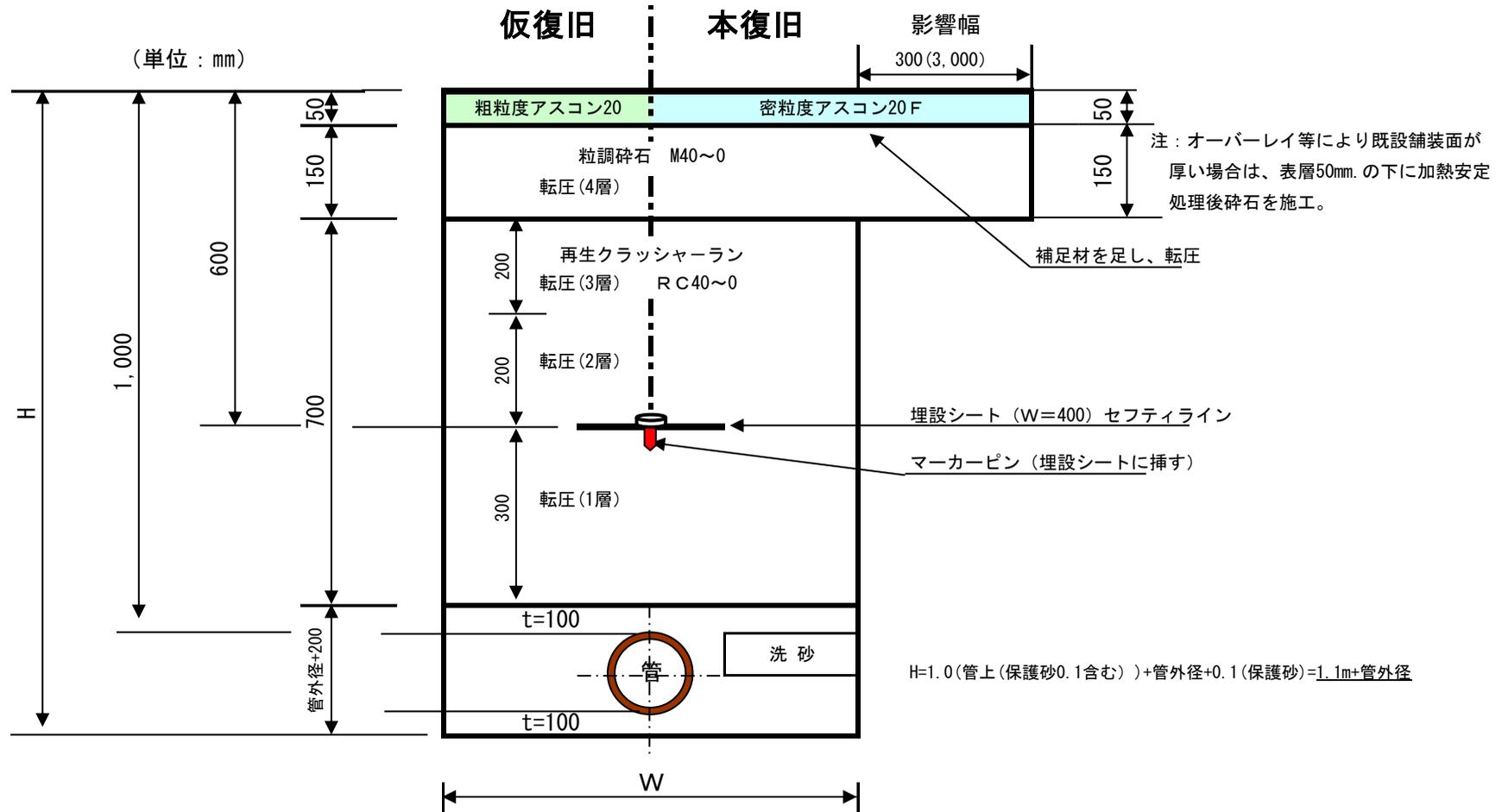
県道掘削復旧標準図 1 (車道部 舗装 ・ A交通)

図14

※ 長野県土木部「道路占用基準」及び、道路復旧方法参照

★車道部

A交通 : 国道147号・403号以外



★ 本復旧・・・仮復旧後6ヶ月経過後に本復旧

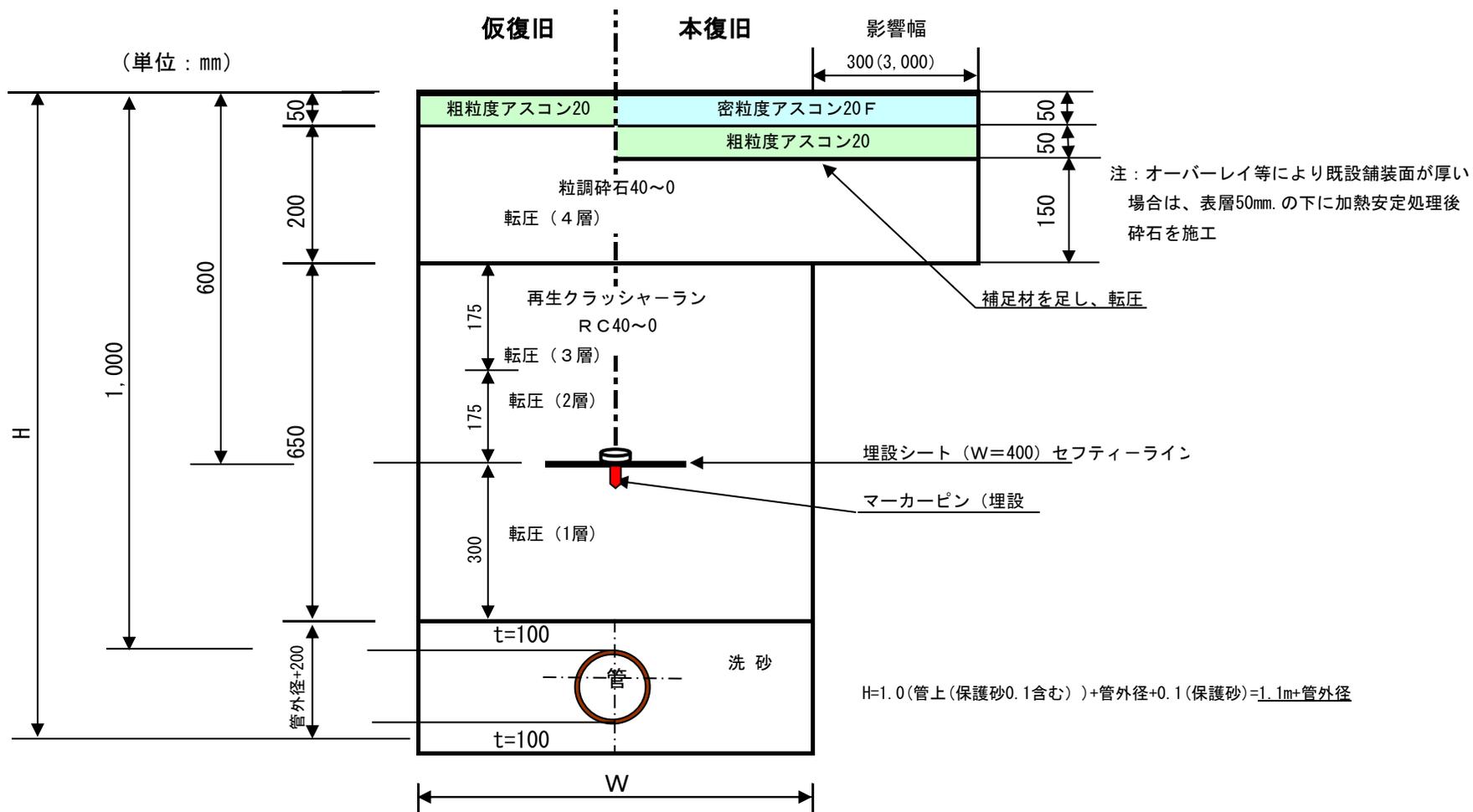
★ 掘削制限期間5年間

国道掘削復旧標準図 2 (車道部 舗装 ・ B交通)

図15

※ 長野県土木部「道路占用基準」及び、道路復旧方法参照
 ※ 国道=147号・403号

★車道部
 B交通 : 国道147号・国道403号



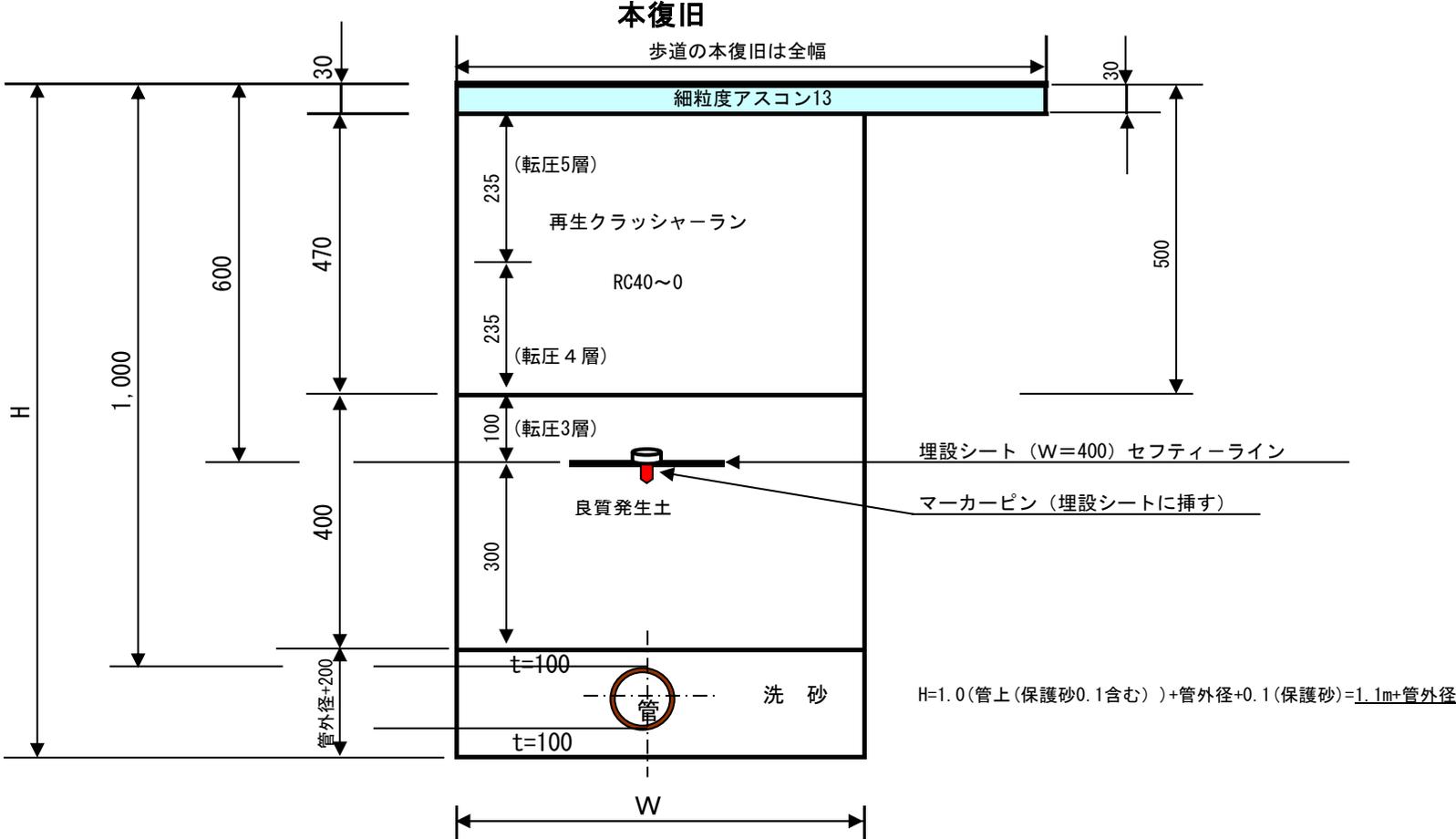
★ 本復旧・・・仮復旧、6ヶ月以上経過後施工
 ★ 掘削制限期間5年間

国・県道掘削標準図 3 (歩道部 舗装)

図16

※基本的には埋め戻し後、舗装仮復旧はしないで本復旧を行う。

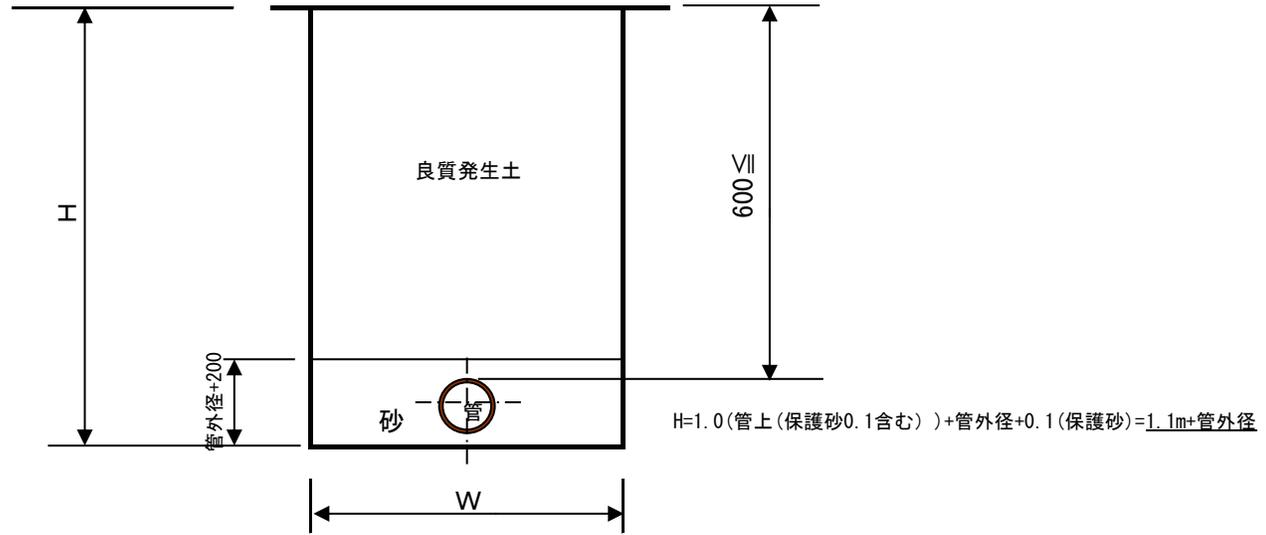
(単位 : mm)



民地内

図17

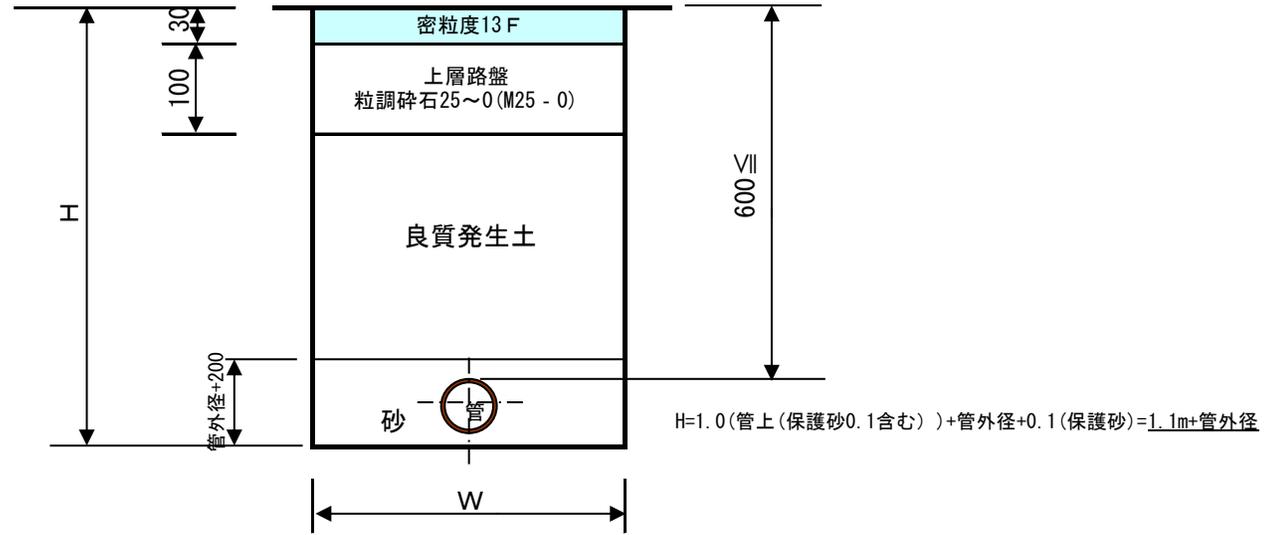
(単位 : mm)



民地内 (As)

図18

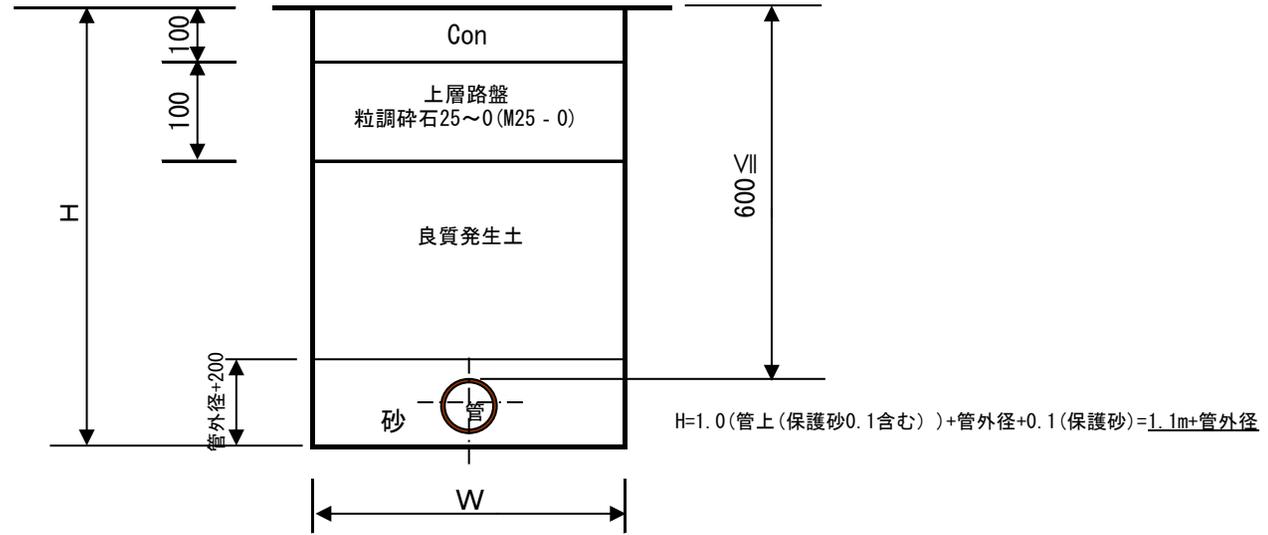
(単位 : mm)



民地内 (Con)

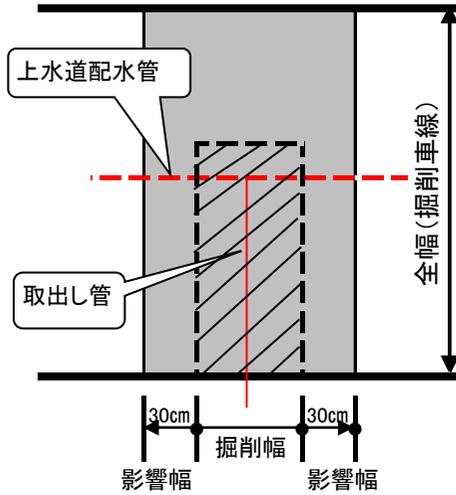
図19

(単位 : mm)

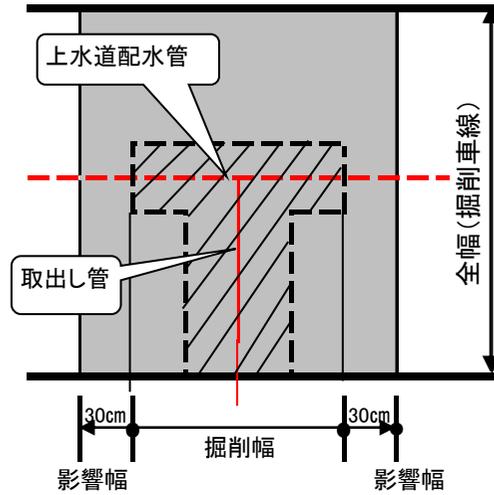


市道舗装本復旧標準図

① 横断掘削 1

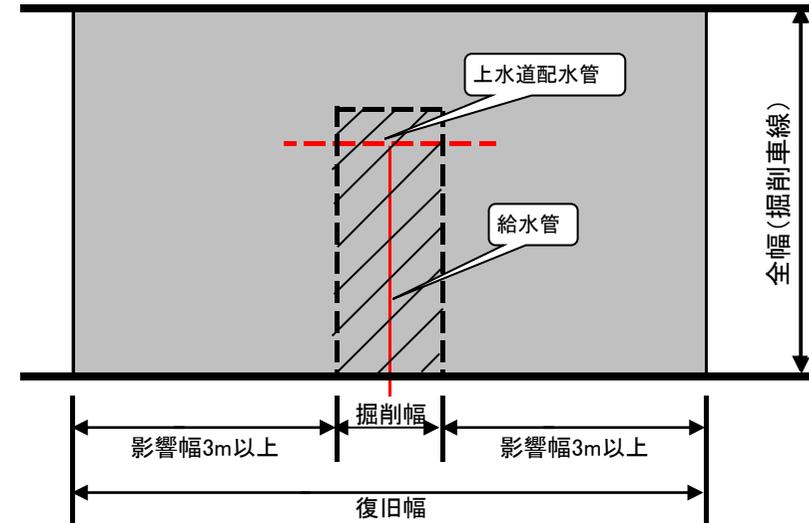


② 横断掘削 2



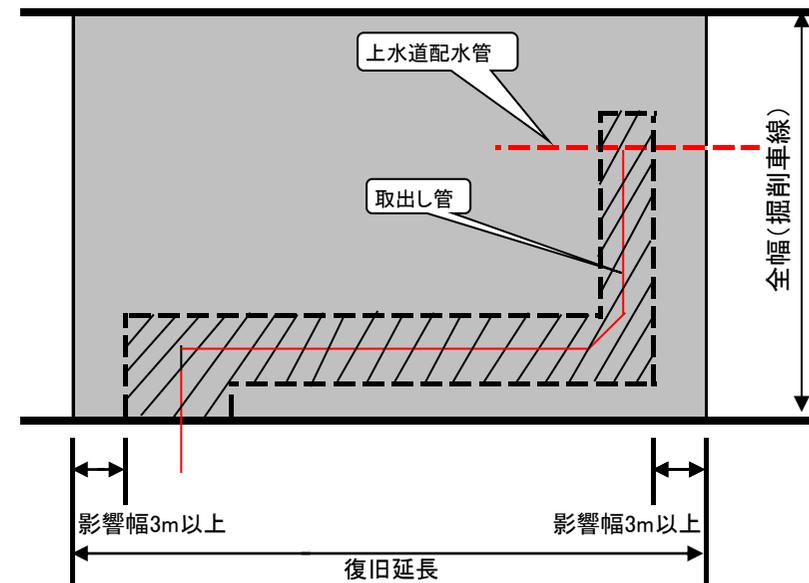
★竣工後5年未満等の新設舗装道路を掘削した場合の本復旧方法

① 横断掘削



※道路管理者と協議の上、掘削幅より3m以上を影響幅とし全面復旧をする。

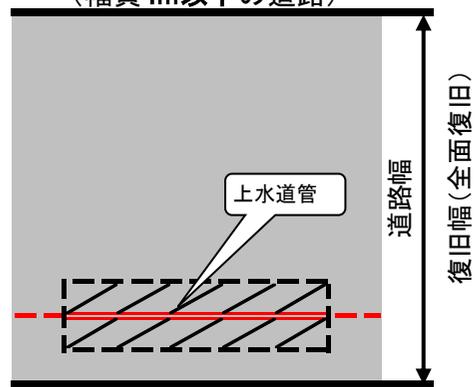
② 縦断掘削



※道路管理者と協議の上、掘削方法、道路幅員に関係なく影響幅を含めた距離を全面復旧する。

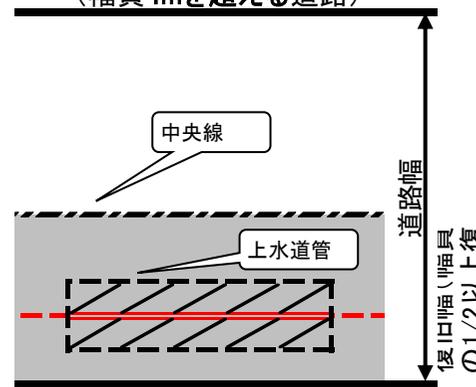
※道路管理者と協議する。二車線道路で掘削延長が一方の車線の場合は、掘削した車線の全幅で復旧する。

③ 縦断掘削 1
(幅員4m以下の道路)



※道路管理者と協議する。

④ 縦断掘削 2
(幅員4mを超える道路)

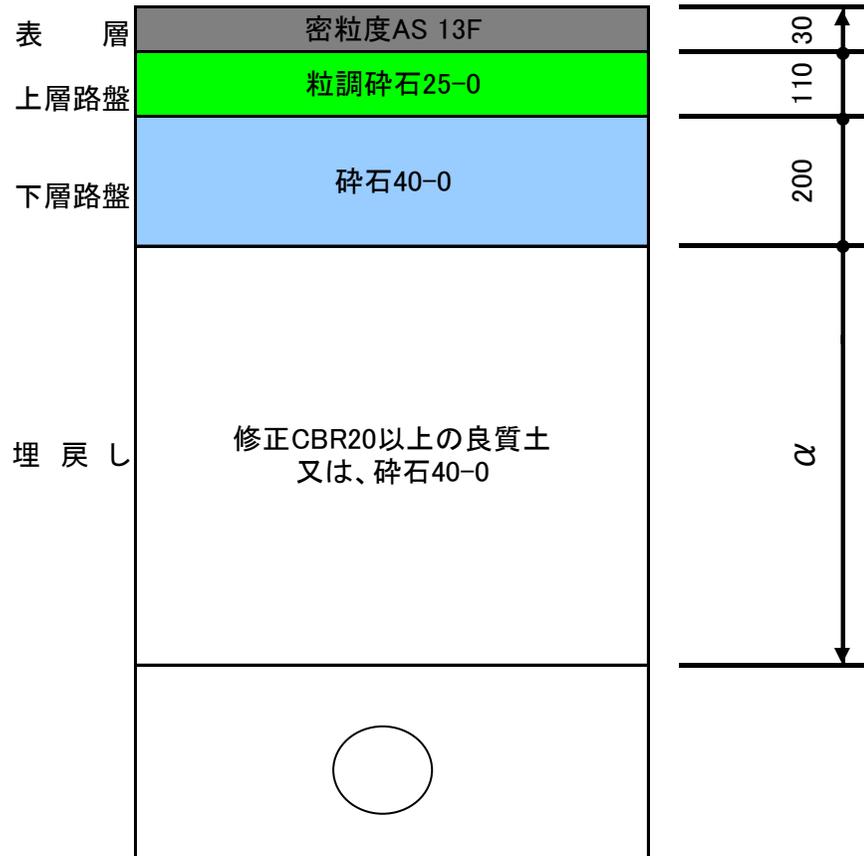


※道路管理者と協議する。

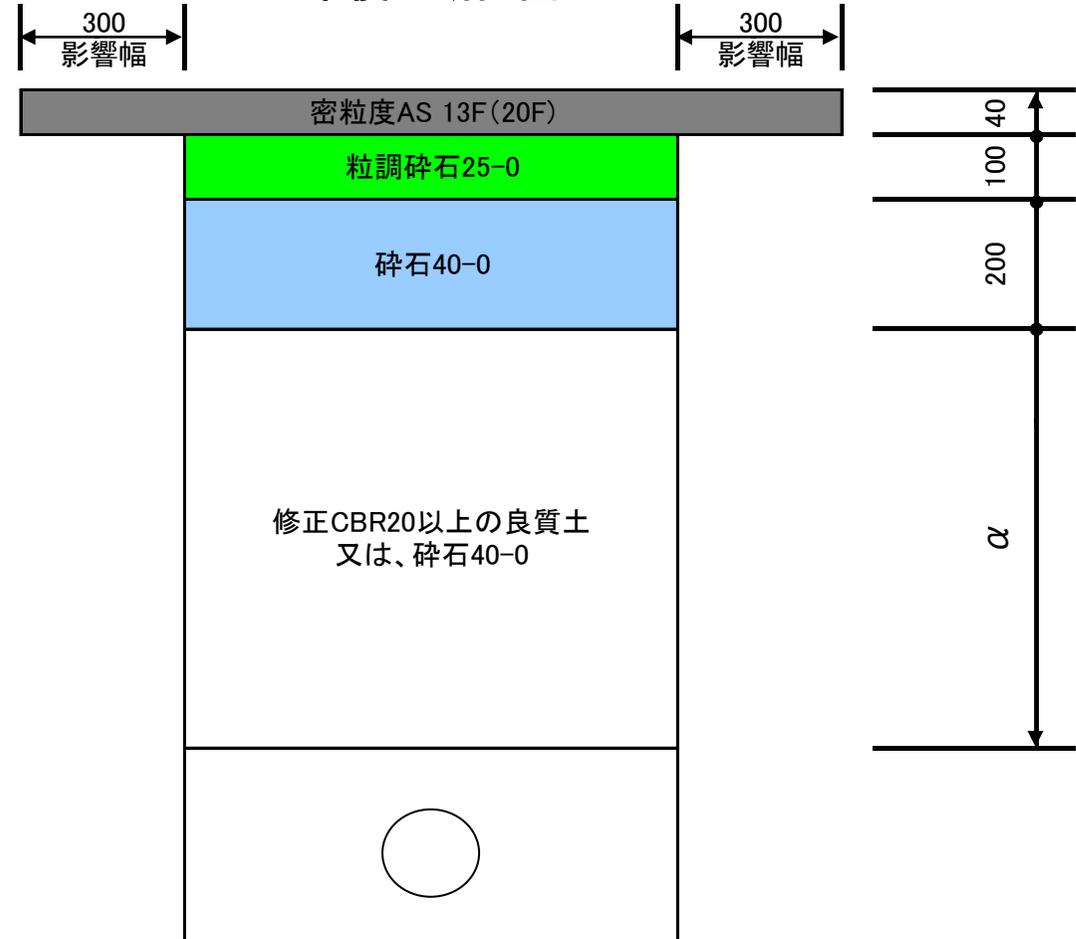
: 掘削箇所

: 復旧箇所

仮復旧断面図



本復旧断面図



要約

1. 市道を掘削する場合は事前に道路管理者の許可を受け、工事完了後は管理者の指示通り原形に復旧する。
2. 舗装新設、舗装打替え後**5年間**は掘削を原則として許可しない。
3. 要約2に該当する道路を掘削する場合は、道路管理者と協議する。**5年未満**のアスファルト舗装道路を掘削した場合、掘削幅より**前後3mずつ**の延長を影響幅とし全面復旧を行う。
4. 工事における舗装復旧は工事完了後、掘削箇所を仮復旧し3ヶ月の自然転圧期間をおいた後、本復旧を行うこと。(仮復旧幅+前後30cm、平坦性±5mm以内)
5. 路線により路盤構成が異なる場合は管理者の指示に従う。

給水管の取だし口径について

給水装置において、配水管より分岐できる分水栓数を推測把握する場合下記の表を参考にする。

管径均等表

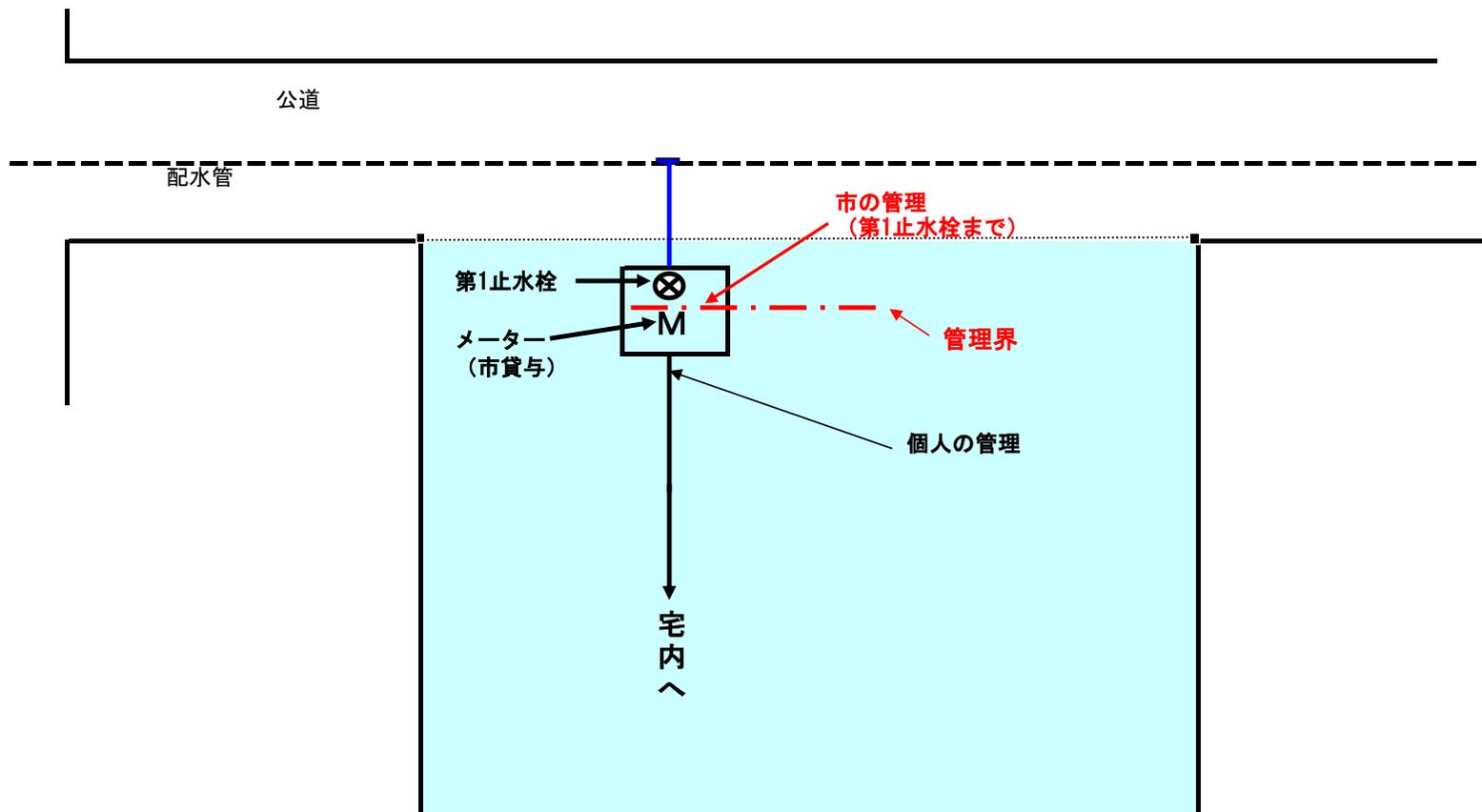
枝管又は水栓 (mm) 主管径 (mm)	φ 13	φ 20	φ 25	φ 30	φ 40	φ 50	φ 75	φ 100	φ 150
13	1								
20	2	1							
25	3.7	1.8	1						
30	7	3.6	2	1					
40	11	5.3	2.9	1.5	1				
50	20	10	5.5	2.7	1.9	1			
75	54	27	15	7	5	2.7	1		
100	107	53	29	15	10	5.3	2	1	
150	297	147	80	40	28	15	5.5	2.8	1

- (注) 1. この表は、管長、水圧及び摩擦係数が同一として計算したものである。
 2. φ 25mm管は、φ 13mmの3.7本分、また、φ 50mmはφ 13mmの20本分に相当することを示す。

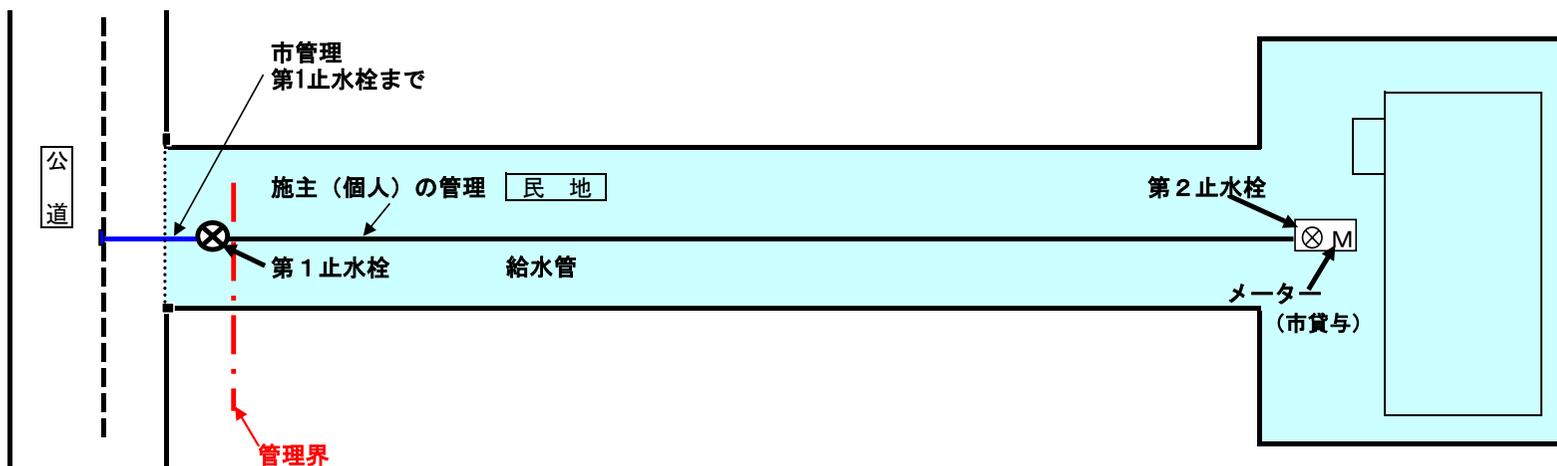
市と所有者との管理区分（修理工事等における対応）

- 1 全面道路より取出し
- 2 第1止水栓があり第2止水栓及びメーターが奥にある。
3. 全面道路に配水管がなく、給水管が長い（公道）一般住宅1戸。
4. 共同住宅、各部屋に量水器（市メーター）を設置。
5. 共同住宅（市営）で各部屋に量水器（市メーター）を設置。
6. 共同住宅で親メーター（市）を設置し各戸は子メーター設置。
7. 集合住宅3階建、受水槽設置。

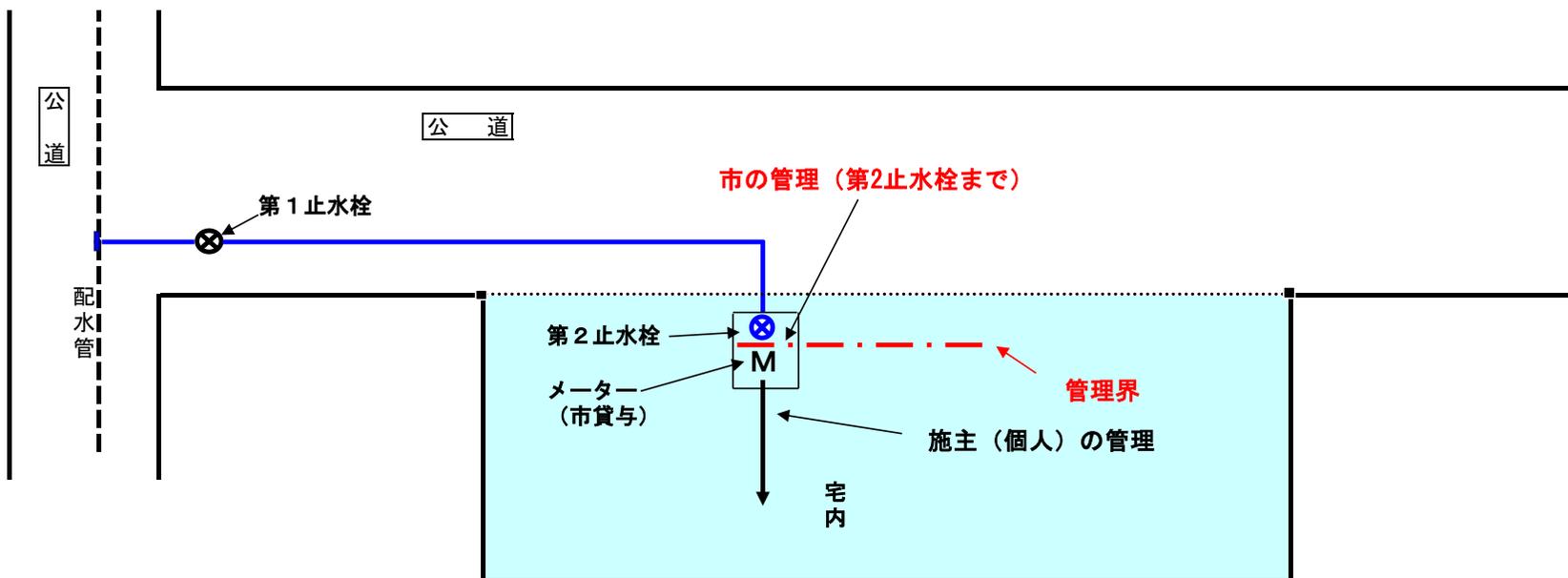
1. 前面道路より取出し



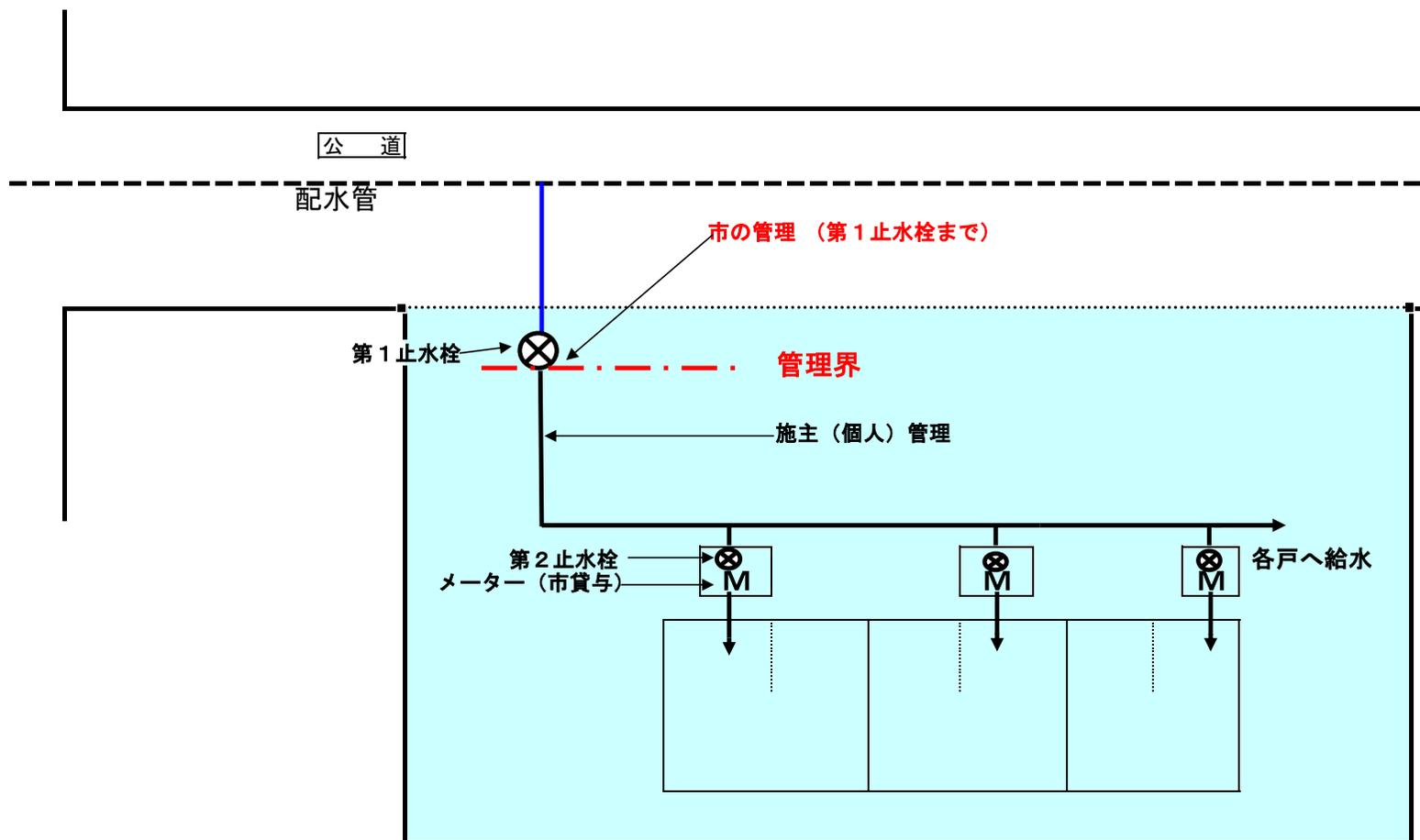
2. 第1止水栓があり第2止水栓及びメーターが奥にある。



31 3. 全面道路に配水管がなく、給水管が長い(公道)一般住宅1戸。

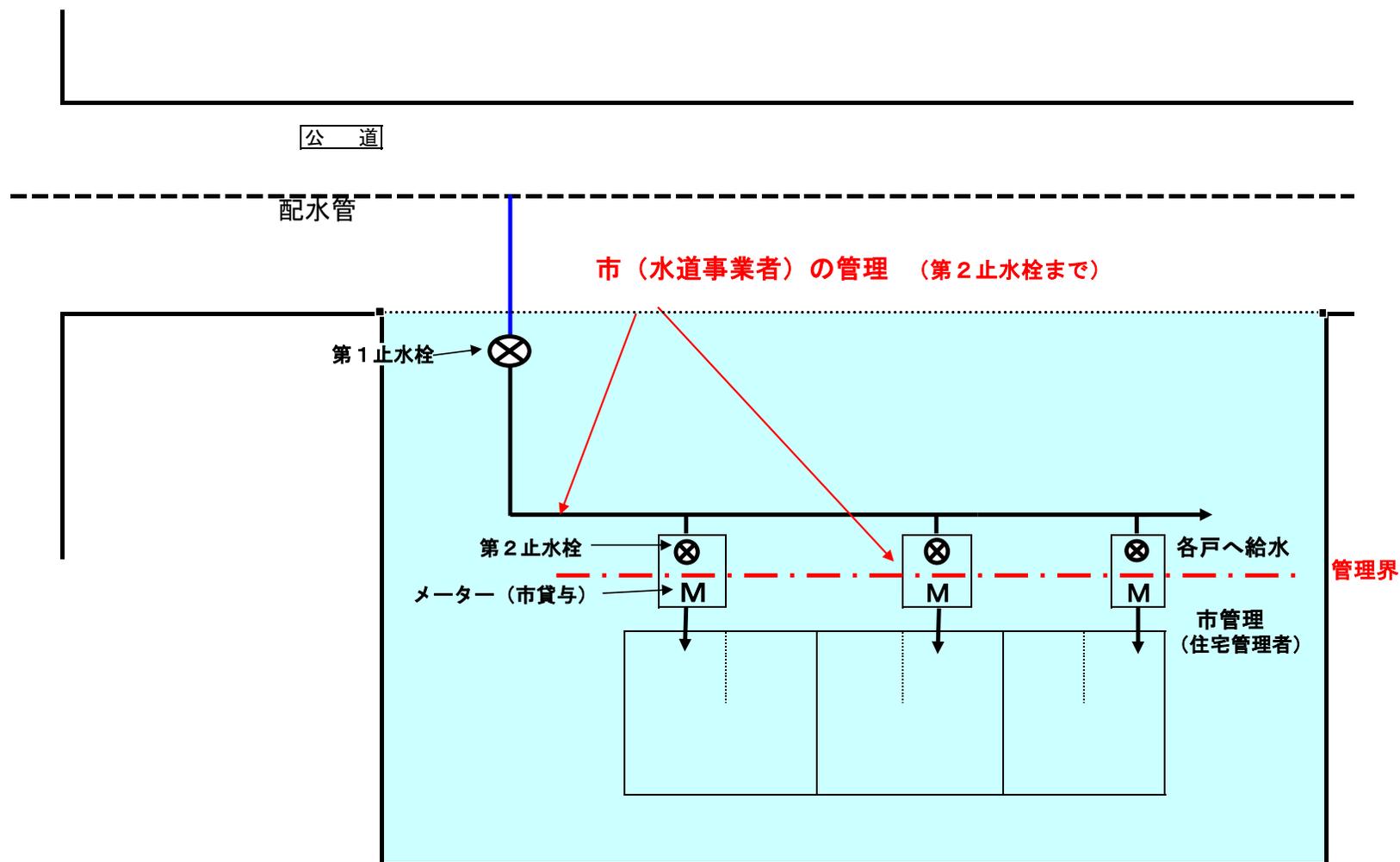


4. 共同住宅、各部屋に量水器（市メーター）を設置。

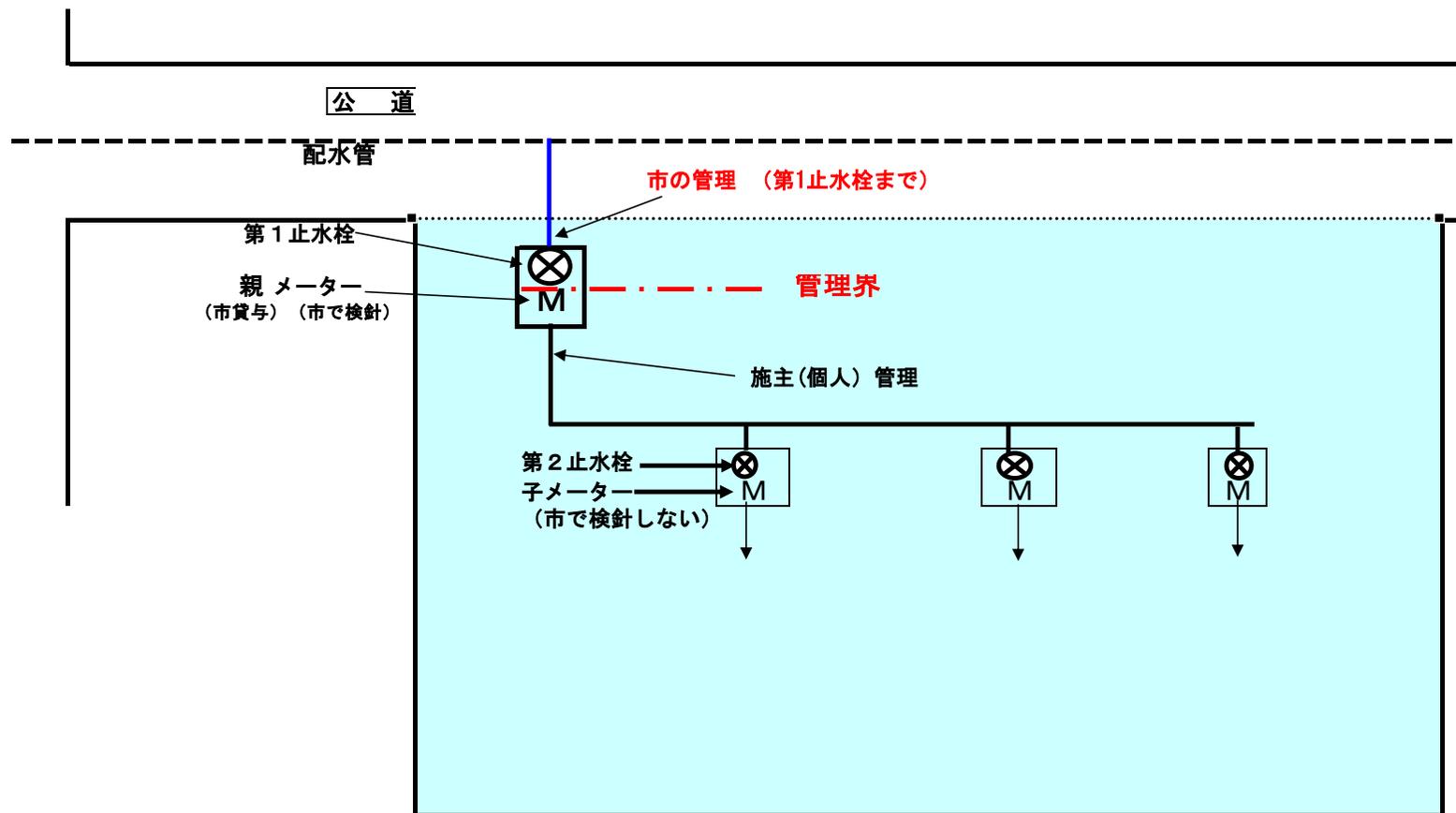


5. 共同住宅（市営）で各部屋に量水器（市メーター）を設置。

注： 共同住宅（市営）=旧町営住宅・旧村営住宅（市営の建築を含む）。



6. 共同住宅で親メーター（市）を設置し各戸は子メーター設置。



7. 集合住宅3階建、受水槽設置。

